

第4章

公民館運営審議会



1 公民館運営審議会のあゆみ

公民館運営審議会のあゆみ

はじめに

公民館運営審議会（以下、「公運審」という）は社会教育法第 29 条及び福生市公民館条例第 17 条により設置する館長の諮問機関であり、住民と公民館とをつなぐパイプ役としてその役割は益々重要性を増している。

平成 11（1999）年の社会教育法改正により、それまで「置く」とされていたものが、「置くことができる」とされ、その設置は各自自治体の判断にゆだねられた。

これに対して、福生市の公運審では議論を重ね、公運審の重要性を改めて確認し、平成 11 年 8 月 31 日付で館長に、同年 9 月 21 日に教育長に要望書を提出、法律が改正されても、福生市公民館条例はそのまま必置制を堅持するよう求め、現在も福生市公民館条例第 17 条は「置く」と規定されている。（『公民館 30 周年記念誌』147 ページ）

また、公共施設への指定管理者制度導入が進む中で、平成 17（2005）年 8 月 3 日の諮問「公民館の管理運営について」に対し、公運審は平成 17 年 11 月 30 日、指定管理者部分を先行し、答申した。この中で指定管理者制度は、市民の主体的、継続的な学習を支援できず、教育機関としての公民館の役割を失ってしまうことから、公民館には指定管理者を導入すべきでないとの結論を提出している。（『公民館 30 周年記念誌』135 ページ）

その後の経過であるが、福生市公民館は直営を堅持するものの、複合施設である市民会館部分への指定管理者制度が平成 21（2009）年 4 月から導入された。それに伴い、公民館



平成 26 年 11 月 26 日 茅野市視察研修を受け入れ

職員はさくら会館に事務所を移し、事務を行っている状況である。

委嘱基準の見直し

平成 23（2011）年 8 月「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」により社会教育法が改正された。

そこでは「公民館運営審議会委員の委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌する」とされ、平成 23 年 12 月 1 日、文部科学省から「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」が出され、委員委嘱にあたり参酌すべき基準が示された。

これを受け、福生市公民館条例第 17 条第 3 項を平成 24（2012）年 3 月 30 日に改正、同年 4 月 1 日に施行した。

そこには後述する市民公募委員 2 名についても加えられている。

【福生市公民館条例】

第 17 条 公民館に、法第 29 条の規定により福生市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、法第 27 条の規定による館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につ

き調査審議するものとする。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内

(3) 学識経験者 1人以内

(4) 公募による市民 2人以内

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは補充する。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（下線は主な改正部分）

市民公募委員

今まで学識経験者を除く委員については各団体からの推薦という形をとってきたが、より広く市民の参画を求めるために公運審委員に市民公募制度が導入された。（前述の公民館条例の改正）

ただし、現任委員の任期が平成25（2013）年3月までであったため、経過措置として条

あなたも市民公募委員として公民館について考えませんか？

公民館運営審議会委員募集

社会教育法の改正に伴い、福生市公民館条例の一部が改正され、10名のうち2名の委員を公募により選出することになりました。

公民館運営審議会は、公民館長の諮問機関で、諮問に対する答申や公民館に関することにご意見をいただいています。活動として月1回の定例会のほか、平成24年度は視察研修や答申作成・自主活動、研修への参加等を行なっています。

応募資格 市内在住の20歳以上の方
※市が公募したほかの委員との兼務はできません。

募集人員 2人

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日 2年間

謝礼 市の規定による

応募方法 「これからの公民館について」と題した800字以内の作文と住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記載したものを1月25日(金)までに公民館事務所に郵送、メール、または直接持参してください。
※提出した書類は返却できません。
選考結果については、後日通知します。

問合せ及び提出先 福生市公民館 (公民館事務所) 住所：〒197-0024 福生市牛浜163番地 さくら会館内
電話：042-552-2118
Mail：f-hall@city.fussa.tokyo.jp

例により委嘱されているとみなし、次期（平成25～26年度）の委員選出時に公募することとなった。

その間、公民館では選考要領等を整備した。

市民公募委員の募集については平成24（2012）年10月15日発行の公民館ふっさ、12月15日発行の広報ふっさ、ポスター等で周知をし、4名の応募があった。

選考委員会での選考の結果2名の方に内定を通知し、3月の教育委員会定例会において団体推薦の委員を含めた議案を提出し、決定された。

このような経過をたどり、任期満了にあたっては市民公募委員2名を募集・選考を行い現在に至っている。

公運審の活動

公運審委員は毎月1回の定例会のほか、東京都公民館連絡協議会（以下、「都公連」という）委員部会の研修会、東京都公民館研究大会、関東甲信越静公民館研究大会等の研修会へ積極的に参加し、公民館に関する知識や理解を深めている。また、各館の利用者連絡会・交流会への報告、『公運審だより』の編集・発行、公民館のつどいや公民館事業への参加を通して利用者と公民館をつなげるパイプ役として役割を果たしている。

平成26（2014）年度は都公連委員部会の事務局市（委員部会長：高崎賢啓福生市公運審委員）として、東京の公民館をリードした。

年間12回の委員部会運営委員会、3回の研修会を実施したほか、都公連加盟市が減少する中、委員部会として都公連会長宛に要望書（平成27（2015）年3月18日付）を提出している。以下、要望書から要望事項を抜粋し転載する。

要望事項

- 1 非加盟市へ、都公連の利点などを説明し、再び加盟することの呼びかけをより強く行うこと。
- 2 非加盟市の社会教育関連委員に向けて、委員部会研修会に参加することにより情報交換や他市との連携を図ることなどができ、学習する市民への支えにつながる事を伝えていくこと。
- 3 脱退せざるをえなかった各市の公民館を取り巻く状況や問題点を調査し、課題解決に向けた基礎資料を作成すること。

答申

館長の諮問に対する答申は公運審にとって非常に重要な任務である。直近10年の答申について簡単にふれておく。詳細については本章後半に抜粋し掲載したので参照されたい。

平成19(2007)年6月14日付「公民館の将来像について」に対し、平成20(2008)年3月29日に中間答申、平成21(2009)年3月3日に本答申を行った。

答申作成に当たっては利用団体へのアンケートを実施、また、市民とともに起草委員会を設置し、検討がなされている。

答申第1章にあるとおり、「市民に開かれた公民館」を公運審自らが実践したということである。以下、公民館事業における公共性や事業評価、市民への学習保障として公民館無料の原則、市民の学習を支える職員論、そして公運審自身についても言及している。最後に施設整備とともに新たな学習拠点を提言している。

平成23(2011)年6月8日付「公民館の情報提供の在り方について」に対し、平成24(2012)年11月21日に答申を行った。

この答申作成にあたっては利用団体へのアンケート調査を実施し、利用者の意見を反映

したものとなっている。

施設案内や主催事業の周知については、多様な媒体の活用が必要であり、特に情報化が進展する今日においてはインターネットを活用した情報提供が必須である一方で、対面での説明に統一性を持たせるためのマニュアルづくり等が指摘されている。

さらに電子予約についても言及している。

学習相談については職員のスキルアップも含め、丁寧な対応を求めている。

平成28(2016)年1月20日の諮問「公民館の利用者交流の場のあり方について」に対しては同年10月18日に答申を行った。

答申では利用者交流の場を、公民館活動を支える講座とサークル活動という2本の柱の上の集大成として位置付け、これを保証すること、利用者交流の場の現状と課題を踏まえ、他市の先進事例を参考に、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点から福生型ESDの実現に向けて7つの提言をしている。

終わりに

以上、10年を簡単に振り返ったが、福生市公運審の精力的な活動が、福生市のみならず東京の公民館活動を牽引していることがうかがえる。



平成28年10月19日 答申提出

公民館運営審議会委員

第19期（平成19年度～20年度）

役職	氏名	任期
委員長	高崎 賢啓	平成19年4月1日～ 21年3月31日
副委員長	田中 加代	
委員	吉岡 勇	
委員	市川 重一	
委員	宍戸 千里	
委員	本庄 公巳	
委員	林 幸子	
委員	岩田 かほる	
委員	高水 清安	
委員	朝岡 幸彦	

第20期（平成21年度～22年度）

役職	氏名	任期
委員長	高水 清安	平成21年4月1日～ 23年3月31日
副委員長	吉岡 勇 ※1	
委員	日野 元信	
委員	高崎 賢啓※2	
委員	林 美幸	
委員	前田 政一	
委員	木村 時雄※3	
委員	小山 信一※4	
委員	林 幸子	
委員	宮崎 寿美代	
委員	降旗 信一	

※1 副委員長は平成22年3月31日まで
 ※2 平成22年4月1日から副委員長
 ※3 任期は平成22年3月31日まで
 ※4 任期は平成22年4月1日から

第21期（平成23年度～24年度）

役職	氏名	任期
委員長	高崎 賢啓	平成23年4月1日～ 25年3月31日
副委員長	林 美幸	
委員	小野寺 萬次	
委員	八木 五郎	
委員	前田 政一	
委員	小山 信一	
委員	林 幸子	
委員	高山 浩之	
委員	高水 清安	
委員	降旗 信一	

第22期（平成25年度～26年度）

役職	氏名	任期
委員長	八木 五郎	平成25年4月1日～ 27年3月31日
副委員長	北島 浩子	
委員	小野寺 萬次	
委員	高崎 賢啓	
委員	榎本 君子	
委員	田中 宏幸	
委員	吉田 富美子	
委員	降旗 信一	
委員	伊藤 覺	
委員	関根 孝明	

第23期（平成27年度～28年度）

役職	氏名	任期
委員長	小野寺 萬次	平成27年4月1日～ 29年3月31日
副委員長	北島 浩子	
委員	関根 孝明	
委員	山西 年男	
委員	八木 五郎	
委員	田中 宏幸	
委員	吉澤 玲子	
委員	降旗 信一	
委員	伊藤 覺	
委員	小澤 はる奈	



関東甲信越静公民館研究大会（平成26年10月16日）

公運審委員の活動を振り返って

高崎 賢啓

私が公運審委員として活動させていただいた10年は、東京都にある公民館が変化するだけではなく、社会教育の位置付けが変わっていく時期でした。社会教育法の改正（平成20年6月11日公布）では、社会教育が学校・家庭教育との連携が謳われるようになりました。東京都内の公民館をみると、生涯学習センターへの移管を行う自治体もあり、「公民館」が減少していったときです。

周りの環境が変化するなかで、これまで積み重ねてきた福生市公民館独自の空気を維持し発展していくのか、同じく委員となった皆さんと取り組みました。その象徴として、平成19年から約2年をかけて答申しました「福生市公民館の将来像について」（平成21年3月3日答申提出）を挙げたいと思います。当時の伊東館長より諮問が出され、今後の福生市公民館がどうあり続けるべきかを公運審委員だけではなく、利用者の皆さんからの意見を聞き、答申の方向性を決めたことが大きい意味を持つと思っています。答申を作成するために5つの起草委員会を立ち上げ、熱い議論と、文章化するために委員全員が悩んだことを懐かしく思い出されます。公運審がつくる答申に拘束力はありませんが、福生市公民館が長期的に取り組むべきことを挙げ、その必要性を述べるのが出来たものと、今でも思っています。



平成21年3月3日 答申提出

公運審委員活動の一番の良いところは、公民館3館で活動されている皆さんと顔見知りになり、いろいろな話が出来たことです。個人的な考えではありますが、公運審委員の活動は討議することだけではなく、利用している皆さんと話し、どのように考えているのかを直接知ることにあると考えます。各公民館で行われたまつりや講座に参加した際、何気ない話から要望や各館の様子をうかがうことができるからです。普段の話が出来るのも、利用している皆さん誰もが暖かく受け入れてくれるからであり、福生市公民館が誇れる点だと思っています。



平成24年11月21日 答申提出

これからの公民館は、地域で活動する機会が多くなることや学校教育との繋がりがより強いものになると考えます。そうしたなかで、社会教育の意味を常に持ちながら向き合っていくが必要になっていくと思っています。私も一利用者として、今後も公民館で活動していき、福生市公民館を支えていきます。利用している皆さん、そして公民館職員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

2 答 申

この10年間に提出された答申を掲載する。
掲載にあたり紙数に限りがあるため、次の点について加工を加えた。

- ・原文のサイズを縮小処理した。
- ・扉や本文区切りの裏面白紙部分は割愛した。そのためページが続いていない。
- ・答申送付文書は省略した。
- ・文中、横長の表については、見やすさを優先しページ割を入れかえた。

※「公民館の将来像について」の資料中に過去の答申が掲載されているが、それは省略した。(30周年記念誌に掲載しているので、ご参照されたい。)

※「公民館における利用者交流の場のあり方について」は掲載にあたりヘッダー部分を削除した。

※答申は市のホームページにも掲載されているのでご参照されたい。(サイト内検索に『公民館 答申』と入力。)

「福生市公民館の将来像について」

答申

福生市公民館運営審議会

(平成19年、20年度)

目次	
まえがき	1
I 市民に開かれた公民館であるために	2
1 これからの公民館利用者とは	2
(1)学習は「個」から出発	2
(2)市民すべてが利用者を目指して	2
(3)市民活動・NPO団体への支援	2
2 「公民館なんでも委員会」の設置	3
II これからの公民館事業のあり方	3
1 公民館事業の視点	3
(1)公民館事業の公共性	3
(2)共に生きる社会を目指す学びのために	4
(3)主体性を育てる学びのために	4
(4)地域文化の継承と創造のために	5
(5)電子化の進展に伴うツールへの支援	5
2 地域に出て行う事業のあり方	6
(1)地域活動への積極的な参加による支援	6
3 公民館の学びの循環	6
(1)市民の力を活かすシステムづくり	6
(2)市民活動団体（NPO法人を含む）と共に	6
4 事業評価の視点と方法	7
(1)双方向評価の導入	7
(2)事業評価の公表	7
III 市民の公民館利用について	8
1 住民への学習保障	8
2 公民館を無料で利用する意味と公共性	8
3 利用者連絡会・交流会が果たす役割	8
IV 市民の学習を支える職員のあり方	10
1 公民館職員の視点	10
(1)市民の学習を支える視点	10
(2)主体的な市民を育てる視点	10
2 公民館職員としての研修のあり方	10
(1)研修とその体制の充実	10
(2)専門性を高めるための制度の活用	11
3 公民館職員の体制	11
(1)職員集団の確立	11
(2)公民館職員の男女同比率配置	11
V 公民館運営審議会委員の役割	12
1 公民館の目的と公民館運営審議会委員	12
(1)公民館運営審議会の役割	12
(2)公運審の役割の見直しと活性化	12
2 公運審委員の研修について	12
VI 施設の整備・運営	13
1 基本的な視点	13
2 施設づくり	13
(1)公民館分館（2分館）の改修	14
(2)バリアフリーデザインに向けた施設検討企画会議（仮称）	14
(3)自然エネルギー・エコ関係装置を設置	14
(4)一人でも気軽に来館できる、ロビーの活用	14
3 公民館の新たな拠点づくり	15
福生市公民館運営審議会委員名簿	17
福生市公民館運営審議会活動記録	19
起草委員会 委員名簿	23
起草委員会 活動記録	25
答申文案作成会議 活動記録	27
資料	29

福生市公民館三館は（本館 昭和52年、松林分館 昭和54年、白梅分館 昭和55年）設立後今日に至るまで、市民の学習権の保障と活動の支援、そして文化活動の拠点の一つとしてさまざまな事業を行ってきました。

しかし、公民館を取り巻く日本全体の社会教育の状況としては教育基本法が改正され（平成18年12月）、さらに社会教育法も改正され（平成20年6月）、経費削減を目的とした指定管理者制度の導入が各地の公民館で行われるなど、公民館や社会教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような変化の中、福生市公民館運営審議会（以下「公運審」という）においては、館長からの諮問を受け「公民館の管理運営について」（資料5）を平成17年11月30日に、答申しました。

また改正教育基本法（資料3）では、教育振興基本計画を各自自治体において作成することとされています。このたび、福生市公民館において独自の基本構想、基本計画づくりを前提とした「福生市公民館の将来像について」（福教公発第49号）を平成19年6月14日に福生市公民館長より諮問され（資料1）、公運審ではすでに中間答申を平成20年3月29日に提出しましたが、福生市公民館の将来像を考えていくうえで、市民に深くかかわる事柄であるため、公運審は市民とともに起草委員会を立ち上げました。

起草委員会では、下記の項目に沿って討議、検討を重ねてきました。

- 1 団体・サークルへの学習支援
- 2 職員のあり方やスタッフの配置計画
- 3 事業の企画・運営
- 4 公運審の役割
- 5 施設の整備・運営

討議を重ねた結果、追加事項を含めて6項目にまとめ答申いたします。

- I 市民に開かれた公民館であるために
- II これからの公民館事業のあり方とは
- III 市民の公民館利用について
- IV 市民の学習を支える職員のあり方
- V 公民館運営審議会委員の役割
- VI 施設の整備・運営

I 市民に開かれた公民館であるために

1 これからの公民館利用者とは

公民館はこれまで「利用者」である市民の学びを保障し、支援してきましたが、福生市公民館において、「公民館利用者」とは、公民館で活動する趣味・学習サークルなどに所属する人を指してきました。

しかし、公民館の将来像を構想する際、今まで認識されていなかった利用者及び将来の利用者にまで視野を広げて考える必要もあります。

(1)学習は「個」から出発

学び（学習活動）の最小単位は、一人の市民、「個」から出発します。これまでも主催事業である学級・講座等を開催し、「個」の学習を保障してきました。

それは公民館の役割から見れば、市民に単に学習の出发を保障するだけではなく、そこに参加する市民が「学びの主体者」として成長し、変化していく過程を保障するものでもあります。

また一方、市民から見ればその講座に参加することで他者と交わり、相互に学ぶ場を得ることになりますが、その相互の学びの過程を経てこそ真の「学びの主体者」と変化成長していくのです。

その意味では、サークルを構成しない「個」の学習主体である講座等の参加者も公民館利用者と言えます。学び、成長していく主体的な市民は、将来の公民館像を体現しているとも言えます。学ぶ主体者こそが、明日の公民館を育てる人材となるでしょう。

(2)市民すべてが利用者を目指して

これまで公民館を全く利用したことのない市民「未知の利用者」も視野に入れ、社会の制度不備や物理的障害が原因でなかなか公民館に来られない市民、暮らして仕事に追われ自らの課題に気付く余裕のない「沈黙の市民」をも含めて学習支援の対象であることを再認識する必要があります。

(3)市民活動・NPO団体への支援

現在、公民館で活動するサークルは、社会教育関係団体として位置付

かな公共性が求められる時代へと変化していかざるを得ません。知識を「会得」する学びに加えて、問題の抽出やその解決に向けた実践を取り入れ「体得」する学びが重要と考えます。

公民館事業はこれらの変化に対応し、またこのような学びの必要性を「沈黙の市民」からもキャッチし、その上で一緒に問題解決の糸口となる実践的な機会を提供していくことが、公民館事業の公共性といえます。このような公民館の公共性の理念をどのような事業でさらに実現できるか考えることが大切なことです。そのためには、市民と職員が知恵を持ち寄り事業や運営について自由な意見交換できる場が必要です。

市民の自主性を高め、利用者の拡大を図る講座・事業の計画と運営を目指す、市民と職員が協働できる「公民館なんでも委員会」（仮称）制度を提言します。

(2)共に生きる社会を目指す学びのために

市民が自由に楽しみながら生きがいである趣味に打ち込んだり、学習を積み重ねたりできるときには、「平和」と「人権」が公民館の基本にならなければなりません。平和を維持させるために他者を理解し、人権を守るためには他者を尊重することを学ばなければなりません。

学習の出發は「個」であることは、先に述べましたが、「孤立化」や「自己責任」という名の社会的分断」に追い込むものであってはなりません。このような方向性が、現代社会のひずみを生み出していると言えます。

公民館は、これとは全く正反対のプラスの方向に進むべきです。相互の理解を深め、人とのかかわり、他者と共に得る学びこそが共感を呼び起こし、課題の共有を実感させ互いに認め合い生きる「共生」を可能とします。

この点を踏まえ、「共に生きる社会を目指す学び」を公民館事業に加えることを提言します。

(3)主体性を育てる学びのために

これまでも公民館は学びの中で、主体性を育てることに着眼をしてみました。なかなか容易なことではありません。

知られていますが、市民活動団体（NPO）も社会教育関係団体として公民館を無料で利用できる、福生市公民館条例「第11条 法第20条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する」の規定を適用する必要があります。（資料4）

NPO法人格を取得し独自事務所を持って運営を進めるところもありませんが、今まさに成長段階の市民活動もあります。そのような成長段階にある活動や実践の地下作りとなる学びの場として、公民館の援助が必要と思われまます。（資料6）

2 「公民館なんでも委員会」の設置

広く利用者の考えや意見に耳を傾け、積極的に活用する意味で「公民館なんでも委員会」（仮称）の設置を求めます。

（項目Ⅱ、「これからの公民館事業のあり方」とも重なるため、そちらに記載）

Ⅱ これからの公民館事業のあり方

1 公民館事業の視点

(1)公民館事業の公共性

社会教育施設として、市民の学習を保障している公民館事業・講座は、常に地域に向けて開かれたものでなければなりません。生活スタイルが多様化した現代、地域の課題も多様化しています。現在の課題を掘り起こし、将来起こりうる課題に備え、公民館での学びを通し、個人の課題から地域課題として共有していく必要があります。

一方、地域に目を向けるだけでは見えにくい課題も多くあります。食の自給率と安全、地球環境と温暖化、生態系の変化、エネルギー争奪と平和・安定、新自由主義経済の破綻と混乱などが挙げられます。これらを身近におきかえれば、「福生市内の農業は持続できる？」「福生産の野菜や食品を食べよう」「納豆をこれからも食べられるか？」「多摩川の動物は変化している？」「何故、商店のシャッターが閉まっているの？」などなど、実は自分たちの足元の問題と明らかにつながっています。このように学びの課題そのものに、また学びの興味や質そのものに、明ら

2 地域に出て行く事業のあり方

(1)地域活動への積極的な参加による支援

公民館の基盤となる理念と公共的意味を地域へと広げていく時に、幼稚園、保育園、学校、ふっさっ子の広場、学童保育、児童館、小地域福祉活動等にもつながりを持ち、公民館利用者がそれらの活動へ積極的に参加（支援）することが考えられます。

例えば、公民館・公民館利用者の学びを活かした「出張講座」（仮称）を開催するなど、公民館という拠点をもちつつ、その学びを生かす場を広く地域に広げていくことで、今まで公民館に興味がなかった市民（未知の市民）にも、教育機関としての公民館をアピールする場として活かされます。高齢等の問題で、公民館を訪れる事が難しくなった市民への学習も保障できます。

公民館と地域の間に立って地域のニーズを把握し、連絡調整をはかるコーディネーターの養成と公民館・公民館利用者が地域に参加するとい出張講座を提言します。

3 公民館の学びの循環

(1)市民の力を活かすシステムづくり

市民が公民館で学んだものを活かす場があれば、受け身の学習から地域への積極的な発信へ変化し、より社会教育的視点を持った活動として活かされます。講座を受けた市民や、自主活動の中で学習を重ねた団体・サークルを地域の社会教育資源として考え、それを還元できるシステムづくりがまず必要です。

市民と職員との協働の講座づくり、市民のステップアップ研修制度を設立することを提言します。

(2)市民活動団体（NPO法人を含む）と共に

市民活動団体（NPO法人を含む）は、多くの場合その団体設立者（複数の場合も含む）の学びや実践・体験活動によって出発しますが、会の目的やミッションを実践・達成することが重要な課題となり、そのために学びも必要となります。社会状況や現環境の把握、どのような方策を持って活動の障害を打破するか、また多くの人々に理解を求め、かかわりを促すにはどのような方法があるか、さらに活動実践を発展させ地域

机上の学び・座学への偏りを排し、相互の学びを深め楽しいものにするために、参加型の学びと実践型の学びの手法を取り入れていく必要があると思われまます。学びへの参加意欲を引き出し、知識を活かす実践を取り入れることで、課題への当事者意識が芽生えることを期待できます。また、さらなる段階の学びや意欲を生み出すでしょう。

具体的には、参加型・実践型の学びを取り入れるため、ワークショップ手法やファシリテーター力を身につける講座の開催、市民活動団体・NPO団体との連携や共同企画を提言します。

(4)地域文化の継承と創造のために

地域文化は、その場所に住んでいた人たちが、日々の生活をして身に付けてきたものであります。積み重ねてきた文化を伝承していくことで、その習慣や想いを引き継いでいくという意味があります。時間をかけて深められた地域の財産を発見し、さらに今に生きる文化を創り出し残していくのです。公民館で学ぶ文化とは、流派、家系、宗教、人種などで差別することなく、広い視野で文化の歴史や本質を学習することに意味があります。

文化講座関連の講師は「公民館の学び」の大切さを理解してもらおうため、新規講師への説明会の実施を提言します。

(5)電子化の進展に伴うツールへの支援

公民館で活動する団体、あるいは公民館事業に参加する人々にとって、公民館との通信ツールとして、また作成文書の提出など、今やパソコン使用を無視することはできません。更に将来、利用手続き等の電子化を想定し、対策が必要です。パソコンを所持し利用できる人とそうでない人との情報格差をつくらないためにも、早急に取り組みが必要でです。

公民館利用者が活用できるパソコンを三館に設置することを提言するとともに、その利用ルールづくり、情報格差をつくらないためのパソコン操作講習を行うことも提言します。

政策への提言ができるかなど、本質的な学びから方法論的学びにいたるまで、多くの学びが必要とされます。市民活動団体が蓄積してきた実践や課題を提供してもらいながら、公民館と共同で事業を企画することも可能です。

これらは、現在のような公民館から援助を受けるという立場の「公民館利用者・利用団体」に留まるのではなく、「公民館を持続的に創る」「公民館事業を企画運営する」など、まさしく公民館の運営主体者として成長していく姿がその将来的視野に含まれてくるのではないのでしょうか。

市民活動団体が蓄積してきた実践や学びを提供してもらいながら、公民館職員と事業を共同企画したり、共催を実施することを提言します。

4 事業評価の視点と方法

(1) 双方向評価の導入

現在の評価方法は、担当職員が記入法を基に独自判断していく方式ですが、評価の透明性や正確性、公平性が問われます。実施事業・講座の内容に関する評価は、参加人数のみでは測れないものがあります。いわゆる公民館の基本となる精神を活かした、真に必要とする事業・講座も当然あるはずです。企画した担当職員と、事業・講座参加者での双方向での評価が必要でしょう。チェックシートの導入で、同一の基準について互いに評価しあい、評価対象に講座への感想やリクエストを入れ、点数に表れない点も評価に組み入れて分析し、次年度の講座作りへと活かしていくことも大切であると考えます。

担当職員と事業・講座参加者の双方向の評価システムを作ることを提言します。

(2) 事業評価の公表

事業評価は単に、該当事業担当職員個々を評価するものではなく、公民館としてなすべき事業評価としてとらえることが肝要です。

よって、事業評価の透明性を高めるため、広く市民に向けて公開することを提言します。

III 市民の公民館利用について

1 住民への学習保障

社会教育法第 20 条（資料 2）には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。この法律で規定された公民館の目的に沿い、福生市公民館は福生市公民館条例第 11 条（資料 4）を根拠として、すべての住民に学びのための無料利用を保障しています。学びの対象が、すべての住民であるためにもこの基本を外すことはできません。

住民の学びのため、公民館利用の無料保障を今後も堅持するよう提言します。

2 公民館を無料で利用する意味と公共性

市の財政の逼迫が論じられる昨今、現在から将来までも市民に欠くことのできない学びの基本的保障として「使用料無料」を堅持するためには、単に施設を「無料で借りられる」という単純な理解から脱却し、公民館が福生市全体のお財布の中でどのくらいの予算であるか、また公民館予算をどのような事業にどのように配分されているのか等、公民館利用者もつと積極的に公民館運営や市の行財政全般に関心を持ち学ぶ必要があります。

限りある公的財源から保障されている学びは、「私だけ」のものではなく、「私が学ぶ」という枠を超え、「他者にも保障されている権利一学ぶ」をはつきりと認識することが重要です。利用者一人ひとりに問われる、「公共性」とは、私たちが、「私」に保障される学びへのコストを意識し、自己の学びや相互の学びから得た成果を、自らの意思によって他者にあるいはさらに開かれた領域へ向けて発信し、提供することが必然であり、学びがそのような行為に繋がるのが価値あると気づくことが、さらに「公共の福祉」を認識することになります。

3 利用者連絡会・交流会が果たす役割

公民館本館は利用者連絡会、松林分館、白梅分館は利用者交流会が各

IV 市民の学習を支える職員のあり方

1 公民館職員の視点

(1)市民の学習を支える視点

公民館における学習は、幸福で健康に暮らすための学びであり、常に「平和」「人権」「共生」を基本とし、市民同士が地域社会の課題を学習課題として見出し、相互学習という手法によって自ら解決していく力を養うことにあります。

つまり、公民館における学習は知識や情報を得ることに留まらず、人間として地域社会の中で生きていくための力を養う学習と言えます。

そうした市民の学習を支える公民館職員の視点は大変重要になります。(注)「公民館職員」とは、嘱託職員、公民館保育者などすべての職員を含みます。

(2)主体的な市民を育てる視点

公民館の学習は、個人が自身の学習要求を満たすだけでなく、共に学ぶ関わりの中からお互いを理解し、相互に学ぶ関係を生み「主体的な市民」に成長していくところに意味があります。公民館職員は参加者と参加者を意識的に結び、市民の主体的な学習を継続的に支える事が必要です。

公民館職員は、市民の学習を支える視点、主体的な市民を育てる視点を持って公民館事業運営を進めるよう提言します。

2 公民館職員としての研修のあり方

(1)研修とその体制の充実

公民館職員は公民館への理解を深め、社会教育の理念を学んだうえで事業・講座において実践していくことが求められています。特に新任職員は公民館・社会教育全般にわたる基礎的な学びが必要であり、研修体制を充実させる必要があります。

また、公民館の事業・講座が地域課題や生活課題の解決に必要とされる学習であるためには、地域課題の吸い上げや分析力が必要であり、全職員が定期的に研修をする体制作りが必要です。

さらに外部研修へ積極的に参加し様々な情報を得、研修の成果をレポ

団体・サークルの独自目的を越え、二か月に一度、交流を深める場として設けられています。公民館活動をする上で、あらゆる問題を出し合い共に考え解決する場でもあります。また市民の学習意識を高め、公民館利用者としての連帯を培うためにも大切です。

三館が協力して行う「公民館のつどい」の趣旨もまた、同様なことを目指しています。「出合い知り合い交流していくために、各分野を越えた交流の場にしていきたい」「公民館で活動することの意味を考えていきたい」「活動し、交流しあう中で、生活や地域の課題を考えていきたい」「つどいが、ひとつのきっかけとなって、後に横に繋がりがあえる場を持ち続けしていきたい」とあります。今後も趣旨を確認しつつ継続して取り組むことが必要です。

平成20年9月16日配布、10月13日回収した公民館利用団体へのアンケート(131サークル回答、回収率57%) (資料7)の中で、「公民館における利用者交流会・連絡会、まつり・つどいなどの実行委員会はどのような目的(役割)を持っていますか」という質問に対し、「公民館活動をしている人との、交流や情報交換の場」と思う意見が一番多く(28.9%)、「利用者交流会・連絡会は利用者でつくっていく場だと思う」(26.5%)、「サークル間の交流を深め、公民館のことを共に考える場だと思う」(18.6%)、という回答が寄せられました。アンケートが示す結果として、74%の団体が「交流を大切にし、かつ利用者自らがそれらを作る」としています。この結果から今後も意味ある形で継続させることが必要です。

利用者連絡会・交流会が更に発展するためには、先に述べたように公民館利用者の概念を広げ、年間テーマを決め、年度を通して関心や学びを継続することが必要です。また公民館職員にとっては、公民館利用者や市民の意見・要望をつかむ場として、積極的に関わることが求められます。

利用者一人ひとりが主体的にかかわり、利用者連絡会・交流会を活性化するため、会議運営の力をつけるファシリテーター養成講座等の開催を提言します。

V 公民館運営審議会委員の役割

1 公民館の目的と公民館運営審議会委員

(1) 公民館運営審議会の役割

公民館は市民の為に各種事業を行う教育機関であり、その学びは、地域とかかわる視点を持つことが必要です。この公民館の目的（社会教育法第20条）に則し、公民館運営審議会(以下「公運審」という)は、社会教育法第29条（資料2）に基づき設置されています。公運審の役割は、公民館長の諮問機関であり、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議することを役目としています。

福生市公民館条例第17条で、公民館運営審議会委員(以下「公運審委員」という)の定員は10名以内と規定されています。現在は学校教育関係者1名、学識経験者2名、社会教育関係者(社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者)7名、計10名の構成です。

市民の意見を直接公民館に伝えるパイプ役として、また市民の主體的な学習活動を職員と共に支援する大切な責任を担っている組織です。

公運審委員は積極的に利用者の要望や意見を受けとめるよう努力する必要があります。

公運審は市民と職員に呼びかけ、公運審主催の意見交換会を年に1回開催する事を提言します。

(2) 公運審の役割の見直しと活性化

公運審は公民館と市民をつなぐパイプ役を担いながらも、市民にあまり知られていない現状があります。本来の役割を果たすためには、選出された公運審委員の経験や個性を活かし、日々新たな課題に向け研修することが必要です。

公運審の活動を活性化するためには、役割を見直し、幅広い分野からの人材の確保が必要です。公運審の役割などについて市民と共に積極的に検討することを提言します。

2 公運審委員の研修について

公運審委員は、公民館の教育機関としての役割や歴史的な背景を踏まえ、社会教育について基本的な理解をたうえで活動することが求められています。

ートなどで公開し、すべての公民館職員と市民で共有することが求められます。

(2) 専門性を高めるための制度の活用

公民館職員は専門的な資格(社会教育主事)を持っている職員で構成されることが望まれますが、現在は一般職からの異動ということが多く、公民館職員としての専門性を高めることが課題となっています。社会教育主事資格取得へ積極的に取り組めるよう、現行制度を活用していくことは、市民の学習を支える公民館職員の力量形成を育む上で重要です。

公民館全職員が定期的に研修をすること、及び社会教育主事資格取得制度の活用を提言します。

3 公民館職員の体制

(1) 職員集団の確立

現在、福生市には本館と分館2館の計3館の公民館があり、事業系の職員が本館には5名、各分館にはそれぞれ3名(内1名は嘱託職員)が配置されています。しかし、近年在職年数がますます短期間となり、市民と共に取り組んできた地域課題も、市民との関係も中断せざるを得ません。

職員が個別に取り組むのではなく、職員集団として検討し多角的・継続的に取り組むことが、講座や事業の公共性にもつながります。

職員が望む限り、最低5年の在職を求めます。さらに、一人が異動しても事業がスムーズに引き継がれるよう職員集団の確立を提言します。

(2) 公民館職員の男女同比率配置

福生市では、憲法が保障している「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」を男女共同参画行動計画策定にあたって基本理念としています。女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によりあらゆる分野へ共に参画することを目指しています。

公民館が「人権」や「共生」を実現する市民の学習を保障する場であるからこそ、公民館職員は男女同比率で配置されるよう提言します。

現在公運審委員は、東京都公民館研究大会、関東甲信越静公民館研究大会、東京都公民館連絡協議会委員部会の研修会などに参加し、研修内容を公運審だよりに掲載、またはレポート集にまとめ報告をしています。しかし、今後も日常的な研修が必要です。

学識経験者や社会教育の専門知識を持った講師による研修を年2回は実施すること、また年に1回は他市の公民館や社会教育施設の視察研修を行うよう提言します。

VI 施設の整備・運営

1 基本的な視点

福生市公民館は、公民館本館 1977 年（昭和 52 年）・松林分館 1979 年（昭和 54 年）・白梅分館 1980 年（昭和 55 年）にそれぞれ設立され、以来、幅広く市民が、地域課題について学び、生活に活かす場として、また文化活動の場として重要な役割を果たしています。

したがって、だれもが利用しやすいように施設を整備することが求められています。そして、施設の増設に際しては、市民の意見や要望を反映させるとともに、管理・運営への市民の参画も新たな検討課題です。また、地域に密着した市民の学びの拠点として、学校を含めた既存の公民館の利用も推進していく必要があります。

2 施設づくり

社会的・物理的・地理的に参加の制約を受けやすい人々の権利に配慮し、すべての市民が利用しやすいよう、施設を整備する必要があります。特に、公共施設を新築・改修する場合、バリアフリー化に努めることが義務づけられています。既存の施設の中にはバリアフリーでないところもあり、早期の改修が望まれます。

社会教育施設として、現代社会の環境対策の推進に呼応し、環境に配慮した設備面の対処をする必要性もあります。

公民館の顔(ロビー)は、広く市民に開放し、自由に、気軽に親しめる場、情報媒体の整備等の機能を備えた多目的な場所に改善する必要があります。

(1)公民館分館（2分館）の改修

松林分館・白梅分館は、すでに建設から 30 年が経過しており、耐久年数から勘案すると、両館施設の機能、設備面を早急に改修する必要があります。

松林分館、白梅分館の施設機能、設備面の改修を提言します。

(2)バリアフリーデザインに向けた施設検討企画会議（仮称）

市民と行政による施設づくりの施設検討企画会議（仮称）を開催し、活用面の意見や要望を反映した施設づくりを図ります。だれもが使いやすいようにハード面（物理的バリア）を整備するには、年齢、性別、障害、母国語の違い等の理由のため、社会的参加に制約を受けやすい人々の要望を、行政と共に施設検討企画会議（仮称）を通して反映させることが大切です。真に利用しやすいバリアフリーデザインの施設、点字マニュアル、音声案内、掲示板などの備品等、利用しやすい環境を整備し、思いやりと配慮のある対応を目指す必要があります。

市民との意見交換により、心のバリアフリーを実現するとともに、意見や要望を反映したバリアフリーデザインの施設づくりを実現するために施設検討企画会議（仮称）の設置を提言します。

(3)自然エネルギー・エコ関係装置を設置

福生市は、2030 年までに福生市の二酸化炭素排出量約 25 万トンを 50%削減することを目標としています。そのためには太陽光発電、雨水再利用、センサー付き器具、部屋の個別冷暖房、ヒートアイランド現象の緩和策等を有効利用し、環境に配慮した施設づくりが必要です。環境面・省エネ化の施設づくりを通して、市民の環境への意識を促すことにもなります。

地球環境に配慮した施設づくりを提言します。

(4)一人でも気軽に来館できる、ロビーの活用

市民・利用者・公民館職員による、ロビー検討会議（仮称）を開催し、市民が公民館に気楽に足を運び、自由な雰囲気での交流が図れる、ロビーの活用を目指します。

出会い、ふれあい、交流するたまり場となるロビーの活用を提言します。

3 公民館の新たな拠点づくり

公民館は、市民一人ひとりの学習支援に努める一方、公民館の建物の中だけの学習ではなく、市民がより身近で利用しやすい環境づくりを進めることも求められています。

福生市には3つの公民館(含む分館)がありますが、自由に利用するには地理的、社会的な制約により来館する事が困難な市民もいます。

現在市内には小学校7校がありますが、小学校区は児童が徒歩で通学できる範囲にあります。また施設的には、校庭、体育館、学校図書館、特別教室など、市民が有効に活用することが出来る環境が整っています。小学校区を拠点とした公民館活動を展開することにより、より多くの市民へ学習の機会を保障することができます。

小学校区を基礎単位とした学習拠点づくりを提言します。

福生市公民館運営審議会委員名簿

委員長	高崎 賢啓	㊦
副委員長	田中 加代	㊦
	吉岡 勇	㊦
	本庄 公巳	㊦
	市川 重一	㊦
	宍戸 千里	㊦
	林 幸子	㊦
	岩田 かほる	㊦
	高水 清安	㊦
	朝岡 幸彦	㊦

福生市公民館運営審議会活動記録

日時	内容
平成19年6月14日(木) 午後7時30分～	定例会 諮問「福生市公民館の将来像について」を受ける
7月12日(木) 午後7時30分～	定例会 将来像について学習会
8月9日(木) 午後7時30分～	定例会 中間答申について
8月23日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申の内容について討議
9月13日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告及び中間答申について討議
9月20日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申の項目について
10月18日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申内容について討議
10月26日(金) 午後7時～	小委員会 中間答申項目を選定、骨子作成
11月8日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申項目について討議
11月27日(火) 午後7時～	小委員会 答申の内容について
12月13日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 今後の進行について討議
12月20日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申文案について
平成20年1月10日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申(案)について討議
1月31日(水) 午後7時～	小委員会 中間答申項目について

日時	内容
2月14日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申(案)について
2月21日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申(案)文案の検討 ロードマップ作成
3月13日(木) 午後7時30分～	定例会 小委員会進捗報告 中間答申(案)について
3月27日(木) 午後7時～	小委員会 中間答申(案)修正作業
3月29日(土) 午後7時～	小委員会 説明会について討議
4月10日(木) 午後7時30分～	定例会 中間答申提出報告 今後の予定確認
4月17日(木) 午後7時～	第1回 中間答申説明会 場所：福生市公民館本館視聴覚室
4月19日(土) 午後1時30分～	第2回 中間答申説明会 場所：福生市公民館本館視聴覚室
4月22日(火) 午後7時～	第3回 中間答申説明会 場所：福生市公民館本館視聴覚室
4月24日(木) 午後7時～	第1回 起草委員会準備会 討議方法、今後の進行について討議
5月8日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会準備会について 学習会について
5月15日(木) 午後7時～	第2回 起草委員会準備会 意見交換会を行う
5月23日(金) 午後7時～	小委員会 骨子作成について討議
5月30日(金) 午後7時～	第1回 学習会 場所：福生市公民館本館視聴覚室

起草委員会 委員名簿 (順不同)

委員長 高崎 賢啓
副委員長 田中 加代
小野 豊
伊藤 広美
秋山 典子
佐々木 京子
林 美幸
須賀 貴子
鈴木 金吾
吉岡 勇
本庄 公巳
市川 重一
宍戸 千里
林 幸子
高水 清安
朝岡 幸彦

日時	内容
6月8日(日) 午後7時～	小委員会 骨子作成について討議
6月12日(木) 午後7時30分～	定例会 第1回学習会の報告及び第2回学習会の確認 起草委員会について
6月14日(土) 午後2時～	第2回 学習会 場所：福生市公民館本館第3集会室
7月10日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告
8月14日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告 第4分科会「公運審の役割」について討議
9月11日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会の進行についての確認 各分科会からの報告
10月9日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告
11月13日(木) 午後7時30分～	定例会 文案化について 起草委員会進捗状況報告 計画立案方法について
12月11日(木) 午後7時30分～	定例会 ロードマップについて 起草委員会進捗状況報告 今後について
平成21年1月8日(木) 午後7時30分～	定例会 起草委員会進捗状況報告
2月12日(木) 午後7時30分～	定例会 答申書案の検討
2月26日(木) 午後7時30分～	臨時会 答申書案の検討

起草委員会 活動記録

	起草委員会 定例会			第1分科会		第2分科会	
	開催月	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所
平成二十一年	6月	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館
				30日(月) am10:00	福祉センター	26日(木) pm6:00	公民館本館
	7月	17日(木) pm7:00	公民館本館	3日(木) pm7:30	松林分館	24日(木) am10:00	公民館本館
				24日(木) pm7:00	松林分館		
	8月	19日(火) pm7:00	公民館本館	5日(火) am10:00	輝き市民サポートセンター	7日(木) pm6:00	公民館本館
				23日(土) pm7:15	松林分館		
	9月	17日(水) pm7:00	公民館本館	4日(木) pm2:00	公民館本館	9日(火) pm7:00	公民館本館
				24日(水) pm4:00	輝き市民サポートセンター		
10月	21日(火) pm7:00	公民館本館	14日(火) pm6:30	輝き市民サポートセンター	1日(水) pm7:00	公民館本館	
11月	18日(火) pm7:00	公民館本館	4日(火) pm7:00	輝き市民サポートセンター	6日(木) pm4:00	公民館本館	
	26日(水) pm7:00	公民館本館	10日(月) am10:00	スターバックス福生店			
			12日(水) pm7:00	松林分館			
12月	7日(日) pm7:00	公民館本館	8日(月) pm7:00		18日(木) pm6:30	公民館本館	
	16日(火) pm7:00	公民館本館	22日(月) pm12:30	ガスト福生店	24日(水) pm6:30	公民館本館	
			27日(土) pm12:00	松林分館			
二十一年	1月	20日(火) pm7:00	公民館本館	8日(木) pm7:00	松林分館	13日(火) pm6:30	輝き市民サポートセンター
	2月	3日(火) pm7:00	公民館本館			18日(日) pm6:00	

25

	第3分科会			第4分科会		第5分科会	
	開催月	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所	開催日時	開催場所
平成二十一年	6月	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館	17日(火) pm7:00	公民館本館
		28日(土) pm7:00	公民館本館	30日(月) pm6:00	ジョナサン		
	7月	22日(火) pm7:30	公民館本館	29日(火) pm7:00	公民館本館	4日(金) pm6:00	福生第六小学校
						25日(金) pm6:00	福生第六小学校
	8月	12日(火) pm7:30	公民館本館			28日(月) pm1:00	福生第六小学校
		25日(月) pm7:00	ジョナサン				
	9月	20日(土) pm7:00	公民館本館	4日(木) pm7:00	公民館本館	5日(金) pm6:00	福生第六小学校
				27日(土) pm7:00	公民館本館	16日(火) pm6:00	福生第六小学校
10月	7日(火) pm7:00	公民館本館			3日(金) pm6:00	福生第六小学校	
	31日(金) pm7:00	ジョナサン					
11月	14日(金) pm7:00	公民館本館	10日(月) pm7:00	スターバックス福生店	7日(金) pm6:00	福生第六小学校	
12月	8日(月) pm7:00		24日(水) pm6:30	公民館本館	5日(金) pm6:00	福生第六小学校	
	22日(月) pm12:30	ガスト福生					
	27日(土) pm12:00	松林分館					
二十一年	1月	8日(木) pm7:00	松林分館	7日(水) pm6:30	公民館本館	16日(金) pm6:00	福生第六小学校
				13日(火) pm6:30	輝き市民サポートセンター		
2月					18日(日) pm6:00	輝き市民サポートセンター	

26

答申文案作成会議 活動記録

	開催日時	開催場所
1月	23日(金) pm6:00	輝き市民サポートセンター
	28日(水) pm6:00	輝き市民サポートセンター
	30日(金) pm6:00	公民館本館
2月	1日(日) pm6:00	輝き市民サポートセンター
	4日(水) pm3:30	公民館本館
	6日(金) pm6:30	輝き市民サポートセンター
	8日(日) pm6:30	輝き市民サポートセンター

資料

資料1

福教公発第49号
平成19年6月14日

福生市公民館運営審議会委員長
高崎 賢啓 様

福生市公民館長
伊東 静一

福生市公民館の将来像について（諮問）

平素より公民館運営につきましては御指導御鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、福生市公民館は開館以来30年を迎えることとなりました。開館以来、今日まで実に多くの利用者の様々な学習要求に応え、できる限りの支援をしてきました。

しかし、近年、学習の自身・方法なども含め個人々の要求が多様化し、また、教育行政の位置づけも変容しつつあります。

これらの背景には、世界規模での経済的・社会的な枠組みや対応の変化が指摘されているところではありますが、時代の変化とともに公民館への要求や果たすべき役割も変化しつつあると考えられます。

特に、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育振興基本計画を各自治体が作成する必要があるとあります。

つきましては、福生市公民館の更なる発展のため、次の事項について御意見を賜りたく諮問いたします。

1 福生市公民館の将来像について
（教育振興基本計画の前提となる公民館独自の基本構想、基本計画づくり）

2 答申の時期
平成20年12月
ただし、平成20年3月までに中間答申をお願いできれば幸いです

資料2

社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

資料3

教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

資料4

福生市公民館条例

（使用料）

第11条 法第20条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認められた場合を除き、使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、福生市市民会館条例（昭和52年条例第7号）第10条に定めるところによる。

アンケート集計

資料7

サークル数	回収	回収率
本館	132	58.3%
白梅分館	50	54.0%
松林分館	48	56.3%
合計	230	57.0%

1. 貴サークル・団体にとって「公民館」とはどこなところですか？

項目	本館	白梅	松林	合計
①学習するところ	20.1%	18.4%	18.8%	19.4%
②無料で自由に活動ができるところ	13.7%	14.5%	15.0%	14.2%
③仲間と出合えるところ	23.0%	23.7%	23.8%	23.3%
④仲間だけでなく他のサークルや団体の人も知り合い、交流できるところ	17.2%	14.5%	20.0%	17.2%
⑤自分たちのサークル活動に集中できること	19.6%	22.4%	13.8%	18.9%
⑥無料で利用できるが、わずらわしい集まりがあるところ	1.5%	2.6%	3.8%	2.2%
⑦法律や条例があるからこそ、市民が利用できること	4.9%	3.9%	5.0%	4.7%
⑧その他ご意見があれば、お書き下さい。	3.9%	1.3%	5.0%	3.6%

2. 公民館における利用者交流会・宴會会、まつり・つどいなどの実行委員会ほどのような目的（役割）を持っていると思いますか？

項目	本館	白梅	松林	合計
①利用者で作っていく場だと思う	27.5%	29.2%	26.4%	27.6%
②公民館を利用するには、参加しなければならぬ(義務)と思う	11.8%	20.0%	5.6%	12.1%
③公民館活動をしている人との交流や情報交換の場だと思う	29.8%	29.2%	30.6%	29.8%
④サークル間の交流を深め、公民館のことをともに考える場だと思う	20.2%	15.4%	20.8%	19.4%
⑤サークルや利用日時が違っていても、お互い知りあうことができる	10.1%	6.2%	16.7%	10.8%
⑥まったく無駄で、必要ないと思う	0.6%	0.0%	0.0%	0.3%
⑦その他ご意見があれば、お書き下さい。	3.4%	4.6%	5.6%	4.1%

3. 貴サークル・団体では、公民館活動をしていく上でどのような話し合いをしていますか？

項目	本館	白梅	松林	合計
①サークル運営や今後の活動について話し合っている	44.1%	34.9%	43.4%	42.2%
②交流会・連絡会の報告や公民館のあり方なども話す	21.3%	23.3%	30.2%	23.7%
③活動費や講師謝礼について話す	14.0%	11.6%	11.3%	12.9%
④特別話し合いは行っていない	11.8%	16.3%	5.7%	11.2%
⑤講師に任せている	2.9%	0.0%	0.0%	1.7%
⑥会の代表に任せている	5.9%	14.0%	9.4%	8.2%
⑦その他ご意見があれば、お書き下さい。	6.6%	4.7%	5.7%	6.0%

4. 貴サークル・団体の活動年数は？

項目	本館	白梅	松林	合計
①1年未満	6.5%	3.7%	3.8%	5.4%
②1年～3年	9.1%	7.4%	11.5%	9.2%
③3年～5年	10.4%	14.8%	0.0%	9.2%
④5年以上	74.0%	74.1%	84.6%	76.2%

5. 活動回数は？

項目	本館	白梅	松林	合計
①月に1回(1～2回含む)	11.7%	3.6%	21.4%	12.0%
②月に2回(2～3回含む)	19.5%	21.4%	28.6%	21.8%
③月に3回(3～4回含む)	6.5%	10.7%	14.3%	9.0%
④月に4～5回	46.8%	32.1%	25.0%	39.1%
⑤不定期	9.1%	7.1%	10.7%	9.0%
⑥回答なし	6.5%	25.0%	0.0%	9.0%

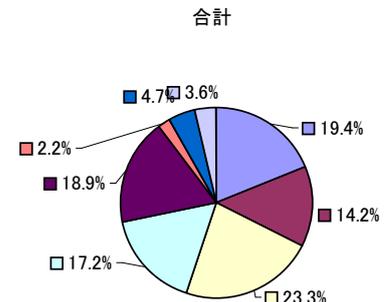
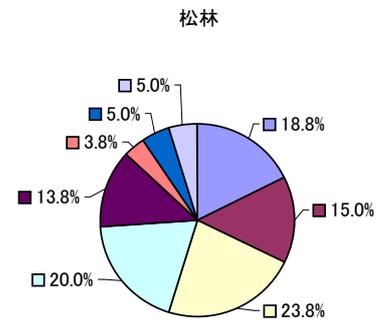
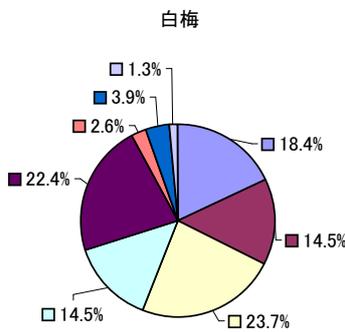
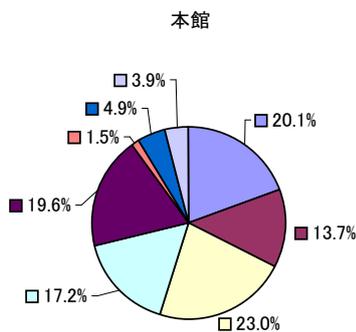
6. 公民館以外の活動の場所があれば、お書き下さい。

項目	本館	白梅	松林	合計
記述されたサークル数	33.8%	25.9%	22.2%	29.8%

サークル名の記述なし：本館6サークル(集計に含む)

※資料5「公民館の管理運営について(答申)」は省略……30周年記念誌135Pに掲載
 ※資料6「NPO(特定非営利活動)法人への対応について(答申)」は省略……同131Pに掲載

貴サークル・団体にとって「公民館」とはどんなところですか？

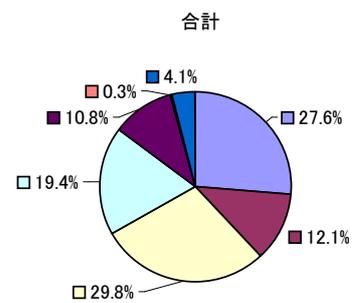
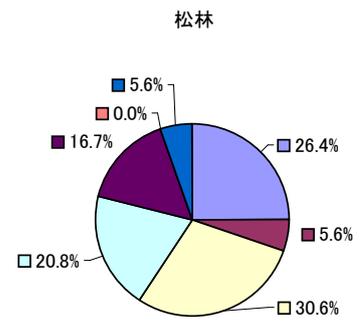
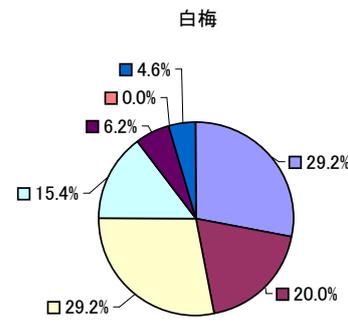
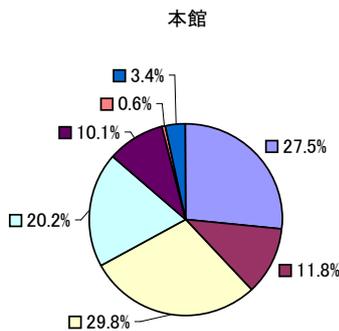


本館	白梅	松林	合計
③23.0%	③23.7%	③23.8%	③23.3%
①20.1%	⑤22.4%	④20.0%	①19.4%
⑤19.6%	①18.4%	①18.8%	⑤18.9%

- ① 学習するところ
- ② 無料で自由に活動ができるところ
- ③ 仲間と出会うところ
- ④ 仲間だけでなく他のサークルや団体の人も知り合い、交流できるところ
- ⑤ 自分たちのサークル活動に集中できるところ
- ⑥ 無料で利用できるが、わずらわしい集まりがあるところ
- ⑦ 法律や条例があるからこそ、市民が利用できるところ
- ⑧ その他ご意見があれば、お書き下さい。

45

公民館における利用者交流会・連絡会、まつり・つどいなどの実行委員会はどのような目的（役割）を持っていると思いますか？

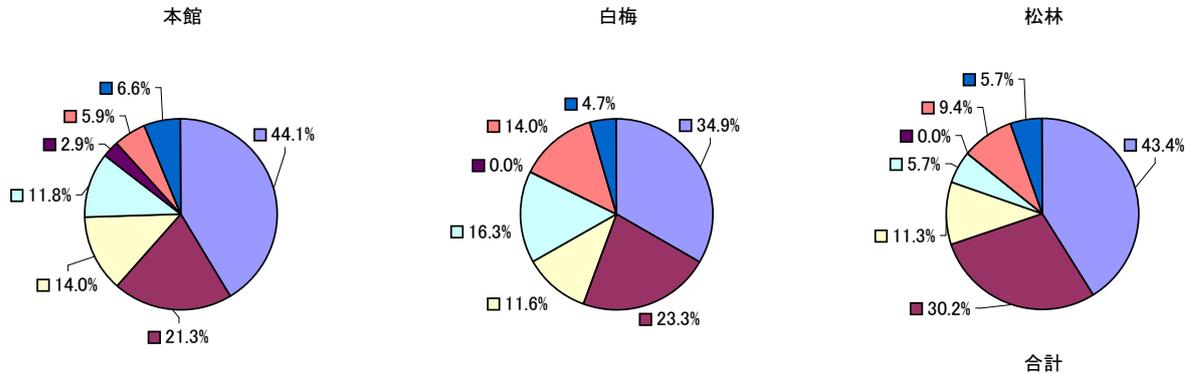


本館	白梅	松林	合計
③29.8%	①29.2%	③30.6%	③29.8%
①27.5%	③29.2%	①26.4%	①27.6%
④20.2%	②20.0%	④20.8%	④19.4%

- ① 利用者で作っていく場だと思う
- ② 公民館を利用するには、参加しなければならない(義務)と思う
- ③ 公民館活動をしている人との交流や情報交換の場だと思う
- ④ サークル間の交流を深め、公民館のことをともに考える場だと思う
- ⑤ サークルや利用日時が違っていても、お互い知りあうことができる
- ⑥ まったく無駄で、必要ないと思う
- ⑦ その他ご意見があれば、お書き下さい。

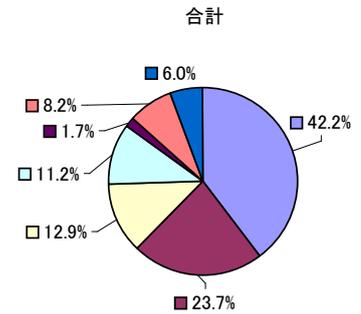
46

貴サークル・団体では、公民館活動をしていく上でどのような話し合いをしていますか？



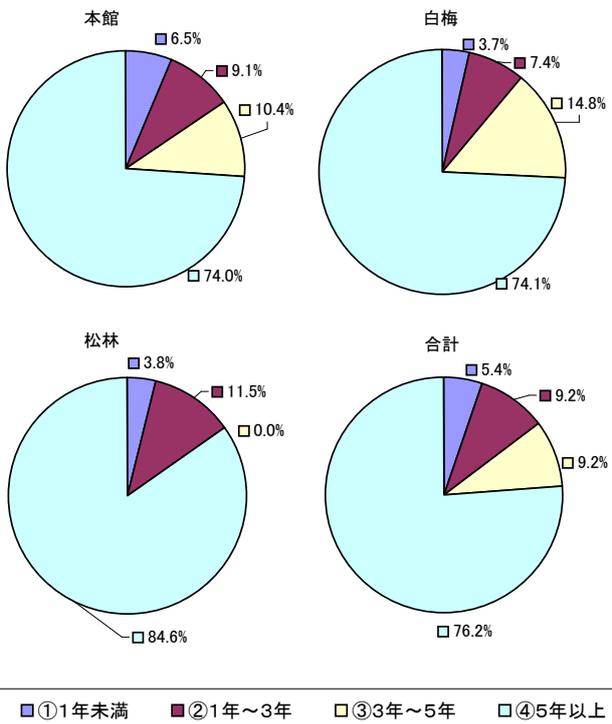
本館	白梅	松林	合計
① 44.1%	① 34.9%	① 43.4%	① 42.2%
② 21.3%	② 23.3%	② 30.2%	② 23.7%
③ 14.0%	④ 16.3%	③ 11.3%	③ 12.9%

- ① サークル運営や今後の活動について話し合っている
- ② 交流会・連絡会の報告や公民館のあり方なども話す
- ③ 活動費や講師謝礼について話す
- ④ 特別話し合いは行っていない
- ⑤ 講師に任せている
- ⑥ 会の代表に任せている
- ⑦ その他ご意見があれば、お書き下さい。

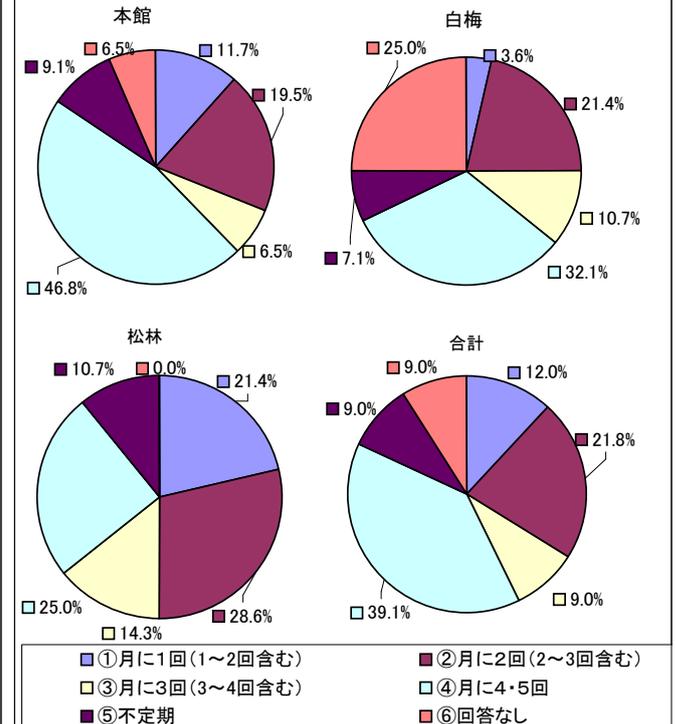


47

活動年数は？



活動回数は？



48

目次

はじめに	1
I 公民館利用の案内	2
1 施設の利用	2
(1) 利用案内	2
(2) 市民への説明方法の統一化	2
2 主催事業	2
(1) 講座案内	2
(2) イベント情報	3
(3) 情報提供の統一化	3
3 公民館利用団体の活動情報	3
4 援助事業	4
情報提供の媒体	4
1 市広報等	4
(1) 広報ふっさ・教育広報「福生の教育」の活用	4
(2) 公民館報の活用	4
(3) 公運審だよりの活用	5
(4) 一斉送信が可能な媒体の活用	5
2 ホームページ	5
(1) 市ホームページの活用	5
(2) 公民館独自のホームページ創設	6
3 ポスター・パンフレット・チラシ	6
4 掲示板	6
5 回覧板	7
III 施設予約について	7
1 予約についての考え方	7
(1) 当日の利用	7
(2) 公益的事業の利用	8
2 予約の電子化	8
(1) 利用者の希望	8
(2) 電子予約の利点と課題	8
IV 窓口での情報提供	10

諮問「公民館の情報提供の在り方について」

答申

福生市公民館運営審議会

(平成23、24年度)

平成24年11月

はじめに

公民館は教育機関であり、社会教育施設として福生市公民館3館(本館 昭和52年、松林分館 昭和54年、白梅分館 昭和55年)設立から今日に至るまで、市民の学習権の保障と活動の支援、そして文化拠点としてさまざまな事業を行ってきました。

近年の公民館を取り巻く状況は、教育基本法が改正(平成18年12月施行)、さらに社会教育法も改正(平成24年4月施行)されるなど、学習を保障する法律が早い周りで変わりました。また全国的には、指定管理者制度の導入、市長部局移管による生涯学習センター化など、公民館の運営自体も変化してきております。

こうした中、教育機関である公民館の意義を多くの市民に広く伝えていくことはますます重要になっております。そして、誰もが利用しやすい環境を整えなければなりません。福生市公民館運営審議会(以下「公運審」という。)は、福生市公民館長から「公民館の情報提供の在り方について」(福教公発第31号)を平成23年6月8日に諮問され(資料1)、平成23年8月から2つの部会を立ち上げ、月1回の割合で集まり討議してきました。さらに中間答申を平成24年3月に提出、また最終答申に、公民館利用団体(以下「利用団体」という。)の意見を反映させたいと考え、関係各所のご協力のもとに答申作成のためのアンケート調査(以下「アンケート」という。)(資料2)を実施(平成24年5月配布、同年6月末日回収)しました。

それらをもとに、以下の4項目にまとめましたので、ここに答申いたします。

- I 公民館利用の案内
- II 情報提供の媒体
- III 施設予約について
- IV 窓口での情報提供

1 学習相談	10
(1)相談場所の提供	10
(2)相談内容の記録と活用	10
福生市公民館運営審議会委員名簿(任期：平成23、24年度)	13
福生市公民館運営審議会 答申策定活動記録	15
資料	19
資料1 公民館の情報提供の在り方について(諮問)	21
資料2 答申作成のためのアンケート集計結果	22
資料3 福生市公民館条例施行規則 第2条第2項	34

にする機会がなければ、講座への参加はできなくなります。現在の広報活動では不十分と考え、改善する事を望みます。

- ・ホームページに講座案内の詳細情報を掲載するなど、電子情報の活用が大切です。
- ・子どもや学生向けの講座案内は、市内の小・中学校や学童クラブなど、講座対象ごとに積極的な周知方法を工夫する事が大切です。
- ・主催事業等で回収したアンケートは、今後の情報提供方法の検討資料としてより活用することが必要です。

(2) イベント情報

福生市公民館では、公民館のつどいや市民文化祭のほか、各館での祭り（本館まつり、松林だれでも展、白梅まつり）など多数の事業が行われています。市民が公民館に気軽に触れることができる機会となるため、周知する意味は重要と考えます。

- ・市広報、ホームページ、ポスター・チラシ・パンフレット、町内会回覧板、ふたさ情報メール及び防災行政無線などを広報の媒体として活用することが必要です。
- ・地域を大切にすることを考え、公民館各館を中心に範囲を限定して積極的に広報することも必要です。

(3) 情報提供の統一化

主催事業を行う際、周知方法としてどのような広報媒体を活用するかは、担当職員の判断に任されています。しかし講座ごと使用する広報媒体が違い、市民へ周知する方法が統一されていないければ、市民への情報提供が均一化されず、誰もが学習する権利を守ることはできません。広報活動に慣れていない新任職員が事業担当をした際にも、十分な広報活動を行えることが必要です。

- ・主催事業の情報提供を合理的かつ効果的に行うために、広報マニュアルを作成し、事業対象者に応じた情報提供の統一化を図る事を提言します。

3 公民館利用団体の活動情報

自分で何かを始めたいと思った時、公民館でどのような団体が活動をしているのを知りたいと、考える事があるかと思えます。現在、利用団体をまとめた冊子を市内公民施設や小・中学校、学童クラブ及びびびろっ子広場に配布していますが、詳細は掲載されていません。市民への利用団体の活動紹介を重点に考え、改善する事が必要で

I 公民館利用の案内

1 施設の利用

(1) 利用案内

福生市では、公民館設置以来、利用方法等を市民に周知するための案内はありませんでした。平成24年4月に、公民館職員による「情報提供プロジェクトチーム」において利用案内が作成されましたが、今後定期的に見直しをする必要があります。

アンケートで利用団体が公民館を利用する際に知りたかった情報を質問したところ、87団体中記載があった団体は25団体あり、「部屋の利用方法」と記入した団体が13団体(52.0%)、続いて「交流会・連絡会の有無と意味」が12団体(48.0%)、「公民館利用規則や条件」を4団体(16.0%)が挙げています。(複数回答あり)

利用案内の提供方法については、電子情報通信の技術発展により、パソコンや携帯電話などの情報媒体を活用することが考えられます。

- ・利用団体に、公民館が教育機関である事を知っていただくために、利用案内の充実を図っていく必要があります。
- ・利用案内の定期的な見直しが必要です。
- ・利用団体が公民館を利用する際に必要とする情報の追加を望みます。
- ・ホームページに利用案内の内容を掲載し、幅広く市民へ提供することが必要です。

(2) 市民への説明方法の統一化

公民館を利用したい市民に対し、基本となる情報を説明し、伝えることが重要と考えます。その際、職員の在職年数による経験の違いなどにより、市民に説明する内容が異なってしまうことは問題であるため、職員のだれもが同じ情報を提供できるようにすることが必要です。

- ・市民への説明方法の統一化のため、窓口用の情報提供マニュアルを作成する事を提言します。

2 主催事業

(1) 講座案内

公民館で行う主催事業は、地域課題を取り上げて学習し、解決する事を目指しています。また、学習してみたい機会がないと考えている市民が、公民館で学び始めるきっかけづくりにもなっています。しかし、講座案内を多くの市民が目

ん」2,500部発行)は年2,3回発行されています。配布地域は限定されていますが、各館を中心として地域市民へ、公民館について知っていただくという重要な役割があると考えます。また、職員が配布する事で、地域の特色を理解し、地域に潜在する課題の掘り起こしの機会が得られると考えます。

- ・公民館報の発行回数やページ数の増加、読みやすい紙面の編集に努める必要があります。
- ・各館で発行しているたよりは、今後も継続して公民館職員が地域の市民に向けて、配布することが大切と考えます。

(3)公運審だよりの活用
公運審だよりは公運審が独自に編集し、年6回発行しています。公民館の現状を掲載していますが、配布先が市内の各公共施設、教育委員会、公運審委員を選出している団体、東京都公民館連絡協議会と限定されています。公民館が置かれている現状を市民に伝える役割があるものと考え、公運審だよりの発行について、今後も公民館からの支援をお願いいたします。

- ・ホームページへの掲載など、市民が広く目にする機会を増やす事が必要です。
- 公運審として
 - ・公運審だよりの活用方法を検討し、読みやすい紙面の編集に努めていきます。
 - ・公運審委員の任期満了時に2年間の活動内容をまとめ、市民に周知するなど新たな試みに取り組んでいきます。

(4)一斉送信ができる媒体の活用
防災行政無線は、市全体が関わる事業・イベント情報について放送を行っています。またふっさ情報メールは平成23年4月から運用開始され、平成24年9月末日現在3,748件の登録があり、配信件数は延べ337件(月平均18.7件)となっています。ふっさ情報メールで、講座案内を見て参加したという実績がありますが、まだ十分活用されているとは言えません。

- ・市民だれもが、どこにいても情報が手に入るという特性を活かし、防災行政無線やふっさ情報メールを利用して主催事業の情報提供をするなど、積極的な活用を図る必要があります。

2 ホームページ

(1)市ホームページの活用
現在、公民館の情報は市ホームページ内にページが設けられ、公民館の意義や

す。

- ・公民館報やホームページを活用し、利用団体の詳細情報を提供することが必要です。
- ・公民館のロビーなどを活用し、利用団体の活動を紹介する機会を設けることが必要です。

4 援助事業
公益的の事業とは、社会全般の利益となる目的を持った事業のことを言います。利用団体が学習した成果を地域に活かしたいと考えた場合、その団体が自主的に公益的の事業を行うことが推奨されます。公益的の事業の一環として、市民に向けた公開講座や講演を企画することも考えられます。しかし、自主財源が乏しい団体にとつて講師料や会場借上料の負担は容易ではありません。

公民館が利用団体の活動を支援するためにしている講師派遣援助事業や大小ホール借上料援助事業をより周知し、活用できる環境を整えることが必要です。

- ・利用団体が最初に公民館を訪れた際及び毎年度初めに、援助事業について周知する必要があります。
- ・利用団体から公益的の事業について相談を受けた時、職員は援助事業の説明を行うことが必要と考えます。

II 情報提供の媒体

1 市広報等

(1)広報ふっさ・教育広報「福生の教育」の活用
福生市広報「ふっさ」は月2回、また教育広報「福生の教育」は年4回発行され、福生市内すべての世帯へ配布されているため、周知効果は大きいと考えます。しかし、社会教育に関連する記事の掲載は少ないのが現状です。掲載量は限られていることを踏まえつつ、今後効果的な方法を考える必要があります。

- ・広報ふっさのより一層の活用、また教育広報「福生の教育」は公民館主催事業、利用団体の情報掲載を常に確保する必要があります。

(2)公民館報の活用

公民館ふっさは年3回発行し、全戸配布されています。市民だれもが、公民館について知り得ることができるとともに、発行する意味は大きいものと思われま。公民館各館で発行しているたより(公民館本館「学びのクロスロード」2,500部発行、松林分館「松林分館だよ」2,000部発行、白梅分館「たまり場つうし

- ・各公共施設の掲示板を積極的に活用することが必要です。
- ・公民館独自の掲示板の設置を提言します。

5 回覧板

公民館の主催事業を掲載したチラシを町会加入世帯に回覧していただくには、町会長協議会の承認など事前の手続きが必要ですが、平成23年10月1日現在で町会の加入率は43.18%であり、市民へ周知させる効果は高いと考えます。

- ・各館で行われるまつり、市全体に呼びかけが必要な事業、利用団体案内などの回覧依頼をするなど、積極的な活用が必要と考えます。

III 施設予約について

1 予約についての考え方

現在の公民館各館では、毎月1日（1日が休館日の場合は翌日に変更）に翌月の抽選予約が行われています。本館では、利用希望団体が先着順に番号が書かれたくじを引き、若い番号から希望する部屋を予約していきます。松林分館と白梅分館は、利用希望団体が先着順で希望の部屋を挙げ、重なった場合は団体同士で調整するという方法です。

各館の予約方法を踏まえ、ここでは「当日の利用」と「公益的事業の利用」の2つについて考えました。

(1) 当日の利用

福生市公民館では、福生市公民館条例施行規則第2条第2項（資料3）により、部屋を利用する場合、前日までの申込みが原則です。これは、利用者の公平性を守ることを観点に考えられた事と推察されます。

アンケートの結果、「当日利用の必要性を感じていない」との回答が41団体（47.1%）ありました。一方で30団体（34.5%）が、「可能なら利用したい」と回答しており、その理由として、「緊急に打ち合わせ等が必要な時に利用したい」、「もともと希望していた部屋を他団体がキャンセルした場合にその部屋に変更したい」ということなどが挙げられていました。

- ・福生市公民館条例施行規則で決められていますが、今後の地域の教育力を高めるためにも、利用団体の地域へ向けた活動の拡充が必要と考えます。利用団体が部屋を必要とし、かつ利用可能な部屋がある場合は、当日利用できるよう配慮する必要があります。

利用方法、主催事業の案内を掲載しています。しかし、ホームページは秘書広報課で管理しているため、情報の掲載及び削除は依頼が必要です。また掲載量も制限があるため、必要とされるすべての情報が掲載されていません。またいつでも閲覧できるという特色を活かすには、常に新しい情報を掲載しなければなりません。

- ・市ホームページの公民館部分の情報は、常に最新のものを掲載することが大切です。
- ・市民が必要と思う情報を受け取れるよう、公民館利用や主催事業の案内を積極的に掲載する必要があります。

(2) 公民館独自のホームページ創設

現在の市ホームページへの掲載は、情報量や掲載するまでの手順などが決められています。公民館の役割、利用団体情報及び公民館主催事業など、常に最新情報を市民へ提供するためにも、多種多様な情報を掲載できる環境が確保されなければなりません。

- ・公民館独自のホームページを創設し、きめ細かな情報提供に努めることを提言します。

3 ポスター・パンフレット・チラシ

現在公民館にあるポスターやパンフレット・チラシは、公民館が主催する事業案内のものだけではありません。利用団体が、団体紹介のため掲示したものや、公益的事業などを行う際に独自に作成したものもあります。公民館を訪れた多くの市民に周知できる特性を更に活かすため、公共の場所に貼りだすことで、目にするきっかけづくりを検討すべきと考えます。

- ・公民館各館のロビーなど、多くの人が集うところに掲示する場所を確保すること、情報を提供する機会を作ることが大切です。

4 掲示板

福生市内には町会で設置した掲示板の他に、福生駅、牛浜駅、拜島駅にそれぞれ掲示板が設置されています。掲示した主催事業のポスターは、通行人など多くの市民に見ていただけたという特性がある半面、目をひかないものや、主催事業に興味がない市民には読まれていないという現状があり、そこに配慮する必要があります。

- ・掲示板に貼るポスターは目立たせるため、レイアウトやデザインを考慮して作成し、主催事業や地域特有の講座等の広報に積極的な活用を図ります。

(2) 公益的事業の利用

市民活動が活性化してきている今日、公民館を会場とした公益的事業の開催増が想定されます。公益的事業を市民に広く周知徹底するには、市広報への掲載依頼や、チラシ・ポスター制作のためには開催の2か月以上前に会場が決まっている必要があります。そのためには、利用団体の活動を保証しながら、公益的事業を開催する団体が2か月以前に部屋の予約が出来るよう検討すべきと考えます。

- ・市民に向けた公益的事業を開催する際は、現在の抽選予約方法ではなく、事前に会場を確保する配慮が必要です。
- ・公益的事業を事前に利用申請された際は、事業内容の妥当性や参加対象が広く市民に向けたものが確認が必要です。公民館で見極めるためのガイドラインの作成が求められます。

2 予約の電子化

(1) 利用者の希望

利用団体の構成年齢は、回答のうちの61団体のうち60歳以上が45団体(73.8%)とアンケートの結果でわかりました。「高齢のため公民館に向いての抽選会への参加や利用申請を行う事が負担になってきた」という声が公運審に寄せられたこともあります。また、仕事や障害を持っているために、抽選会への参加や利用申請が困難な市民もいます。

アンケートで現在の抽選予約方法について質問したところ、予約方法は現状のまま(窓口での直接予約)でよいと答えた団体は59団体(67.8%)、電子予約がよいと答えた団体は13団体(14.9%)でした。なお、どちらでもよいと答えた団体が9団体(10.3%)ありました。現状のまま(窓口での直接予約)がよいと回答した団体の主な理由は、「部屋の空き状況がすぐわかる」「職員や他団体とのコミュニケーションがとれる」「高齢者等でパソコン操作が不得手」「費用対効果の関係で疑問」でした。一方、電子予約がよいと回答した団体の主な理由は、「会場に足を運ばず予約できる(仕事のため会場に向くことができない)。わざわざ会場に行かなくてもよいので便利)」など利便性の向上をあげていました。

「現状のまま(窓口での直接予約)がよい」という59団体のうち、56団体(94.9%)は定期的な利用で、不定期利用の団体は3団体(5.1%)でした。

(2) 電子予約の利点と課題

最終答申を作成する際、他市の現状を知りたいと考え、電子予約を導入した小金井市公民館と、電子予約導入を行わないと決めた国立市公民館を視察し、それ

ぞれの現状と課題について聞いてきました。

小金井市公民館は電子予約導入をきっかけに、24時間いつでも予約希望を出すことができようになりました。仕事についている人にも利用しやすい環境となった反面、希望が重複する団体も増えました。部屋の抽選は機械的に行うため、希望の利用時間帯に差があっても、1時間でも時間が重複すると、そのうちの1団体しか利用ができなくなります。また予約希望が重なった団体は、調整期間内に他の部屋への希望変更が可能のため、重複した団体が全て移動し、結果的にその部屋の利用団体がなくなるといった事態も発生します。そのため公民館の利用率は電子予約導入前より低くなっています。またパソコン等を操作できない人への対応のため、職員の一層の支援が必要となりました。

国立市公民館は、福生市同様の抽選会を実施し、団体同士で調整を行っていきます。その運営は公民館が利用者連絡会の協力のもと行っており、抽選会を毎月第1土曜日に開催しています。仕事についている人も参加できるため、利用者からの不満は出ていません。現状を踏まえて考えた結果、電子予約は必要ないとの結論に至りました。

視察した結果を踏まえ、電子予約の利点と課題について、改めて討議を行いました。

利点としては、日程が決まっている抽選会に参加が困難な利用団体や、公民館まで度々足を運ぶ事が負担に感じている利用団体にとつては、利便性が高まります。また場所と時間を問わずに気軽に予約が行える電子化は、公民館の利用拡大につながります。

一方課題としては、予約の電子化は一部の市民の利便性が高まる反面、電子予約を行うために必要なパソコンや携帯電話などインターネットにアクセス出来る環境を持たない市民にとつては、施設予約が不利になります。また、抽選会で多くの登録団体が顔を合わせ、部屋の使用について調整のための話し合いの機会を持たないことは、団体同士の交流が減るなどのマイナス面も考えられます。直接顔を合わせて予約を取る現状の利用申請方法と違い、電子的に予約を取る場合、ひとつの団体の利用者が複数の団体の名前を利用して予約する可能性もあり、不正を防ぐ手段を講じる必要があります。

- ・電子予約を導入しようとする時は、利用者が不便を感じないように以下の環境整備が必要です。

- ①自宅にパソコンやインターネット回線環境がない方への配慮として、公民館を含めた市内の各公共施設に予約端末を設置。

の検討にも活かすことができます。また同様の相談を受けた時に、その時の対応を参考にし、助言する事ができます。

- ・ 通称業務時、講座やイベントの中で利用者と話した際にも相談と思われる内容があった場合は記録し、保管しておくことが必要と考えます。
- ・ 相談内容は所定の様式を作成し、その様式に記入し、集計し、活用できるように求めます。

以上

② 予約システムに不慣れな方や、高齢者・障害者への配慮として、電子予約時の職員による支援。

③ よりきめ細やかな支援として、市民による電子予約の支援者体制。

IV 窓口での情報提供

1 学習相談

教育機関である公民館にとって、市民が主体的に学ぼうと必要なら相談を受けることは大切な業務です。利用者のみならず、公民館を利用したいと考えた市民が相談できるのは公民館職員であり、必要な助言を行えるのも公民館職員です。

アンケートの結果、普段の活動で相談したいと思ったことが「ない」団体は73団体(83.9%)でした。一方「ある」と回答したのは14団体(16.1%)でしたが、その相談相手(複数回答あり)として「職員」と「所属する団体の仲間」をともに10団体(71.4%)が挙げており、市民が主体的に学ぼうと職員は重要な相談相手になっていることがわかります。

市民の多様な学習活動を支援していく上で、適切な助言ができるよう場所の提供とこれまで受けた相談内容及び回答を記録し、活用することが必要と考えます。

(1) 相談場所の提供

相談の内容によっては、相談者の個人情報が含まれる可能性があります。そのため、相談に使用する部屋は、相談者が安心して話す事ができ、かつ相談内容が漏れないよう配慮が必要です。

アンケートの結果、相談したい場所として回答があった30団体のうち、窓口を挙げたのが22団体(73.3%)、公民館のロビーが9団体(30.0%)、相談用の部屋(個室)が7団体(23.3%)ありました。(複数回答あり)相談したい時間について、回答があった25団体すべてが随時希望していました。

- ・ 現在、相談用の部屋を取り専門職員を置く事はむずかしいため、職員のだけが市民からの相談に成えられるよう一層の研修の充実を求めます。
- また、時間を設定し、相談できる部屋を設ける必要があります。最終的には相談が随時行えるよう、場所の確保と専門職員の配置を望みます。専門職員は、これまで社会教育に携わってきた方に依頼する事も考えられます。

(2) 相談内容の記録と活用

市民から受けた相談内容は、公民館にとって重要な資料です。現在抱えている地域課題のほか、市民がどのような事柄に悩んでいるのか把握でき、今後の事業

福生市公民館運営審議会委員名簿(任期：平成23、24年度)

委員長	高崎 賢啓 ㊦
副委員長	林 美幸 ㊦
	小野寺 萬次 ㊦
	小山 信一 ㊦
	高水 清安 ㊦
	高山 浩之 ㊦
	林 幸子 ㊦
	降旗 信一 ㊦
	前田 政一 ㊦
	八木 五郎 ㊦

福生市公民館運営審議会 答申策定活動記録

日 時	内 容
平成23年6月8日(水) 午後7時30分～	定例会 ・諮問「公民館の情報提供の在り方について」を受ける
7月13日(水) 午後7時30分～	定例会 ・答申作成スケジュールの確認 ・作成方法の検討
8月10日(水) 午後7時30分～	定例会 ・中間答申の内容について討議 ・部会立ち上げ
9月14日(水) 午後7時30分～	定例会 ・部会進捗報告及び中間答申について討議
10月12日(水) 午後7時30分～	定例会 ・部会進捗報告及び中間答申について討議
11月9日(水) 午後7時30分～	定例会 ・第1回管外研修について ・部会進捗報告及び中間答申について討議
12月14日(水) 午後7時30分～	定例会 ・管外研修について ・部会進捗報告及び中間答申について討議
平成24年1月11日(水) 午後7時30分～	定例会 ・第1回管外研修について ・部会進捗報告及び中間答申(案)について討議
1月18日(水) 午後2時00分～	第1回管外研修 場所：小金井市公民館緑分館 参加：公運審5名、公民館職員2名
2月8日(水) 午後7時30分～	定例会 ・第1回管外研修について ・部会進捗報告 ・中間答申(案)修正作業
3月14日(水) 午後7時30分～	定例会 ・中間答申提出 ・今後の予定確認 ・部会進捗報告
4月12日(水) 午後7時30分～	定例会 ・第2回管外研修について ・アンケート調査について検討 ・部会進捗報告及び最終答申について討議
5月10日(水) 午後7時30分～	定例会 ・第2回管外研修について ・アンケート調査、聞き取り調査について検討

A グループ取り組み経過

日	時	場 所	内 容
1	平成23年 8月24日(水) 19:00~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申に向けての作業スケジュール 主に現状についての意見交換
2	9月27日(火) 19:00~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題について 中間答申(案)作成のために必要な質問事項
3	10月18日(火) 19:00~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題について 中間答申(案)作成のために必要な質問事項
4	11月11日(金) 19:00~20:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 今後の検討課題について 大、中、小項目の検討
5	12月1日(木) 19:00~21:30	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申(案)の骨子 今後の日程
6	12月20日(火) 19:00~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申(案)の検討 今後の日程
7	平成24年 1月25日(水) 19:30~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 中間答申(案)の検討 今後の日程
8	4月10日(火) 19:30~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 利用者連絡会、交流会へのアンケート、聞き取り調査について
9	5月16日(水) 19:00~21:00	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申(案)作成に向けた方向性について 重要な項目の絞り込み
10	6月14日(木) 19:15~21:15	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 重要な項目の絞り込み
11	6月26日(火) 19:15~21:15	公民館本館第8集会室	<ul style="list-style-type: none"> 重要な項目の絞り込み
12	7月10日(火) 19:15~21:15	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申(案)作成に向けた最終の詰め
13	7月27日(金) 19:10~21:00	公民館本館美術室	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申(案)の構成
14	8月8日(水) 19:10~21:15	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申(案)作成に向けた最終の詰め 最終答申(案)の読み合わせ 今後の日程
15	8月30日(木) 19:10~21:30	公民館本館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申(案)文章の文言の最終検討

6月20日(水) 午後7時30分~	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回管外研修について アンケート調査、聞き取り調査について
6月27日(水) 午前10時00分~	<p>第2回管外研修</p> <p>場所：国立市公民館</p> <p>参加：公運審委員3名、公民館長、公民館職員2名</p>
7月6日(金) 午後7時00分~	<p>アンケート集計作業</p> <p>場所：福生市輝き市民サポートセンター</p>
7月14日(土) 午後2時00分~	<p>アンケート集計作業</p> <p>場所：福生市輝き市民サポートセンター</p>
7月18日(水) 午後7時30分~	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回管外研修について アンケート調査集計結果報告 部会進捗報告 最終答申文案作成に向けた今後の進め方の確認
8月15日(水) 午後7時30分~	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査集計結果の分析 部会進捗報告及び最終答申文(案)について討議
9月19日(水) 午後7時30分~	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者連絡会、交流会でのアンケート調査結果報告について 部会進捗報告及び最終答申文(案)修正作業
10月17日(水) 午後7時30分~	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終答申文(案)修正作業
10月24日(水) 午後7時30分~	<p>最終答申文(案)最終修正部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終答申文(案)修正作業
11月21日(水) 午後7時30分~	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終答申提出

Bグループ取り組み経過

日 時	場 所	内 容
平成23年 8月26日(金) 19:30~21:30	公民館本館美術室	・中間答申に向けてのスケジュール ・答申についての意見交換
9月29日(木) 19:30~21:45	公民館本館第8集会室	・現状と課題についての意見交換 ・管外研修・アンケートについて
10月25日(火) 19:30~21:45	公民館本館第8集会室	・中間答申(案)の構成について ・現状と課題についての意見交換
11月30日(水) 19:30~21:50	公民館本館第1集会室	・中間答申(案)の項目確認 ・現状と課題についての意見交換
12月22日(木) 19:30~21:55	公民館本館第1集会室	・中間答申(案)の検討
平成24年 1月27日(水) 19:30~21:55	公民館本館第2集会室	・中間答申(案)の検討 ・管外研修報告
2月15日(水) 19:30~21:55	公民館本館第8集会室	・中間答申(案)の検討 ・管外研修について
3月8日(木) 19:30~21:40	輝き市民サポート センター	・利用者連絡会、交流会へのアンケート、 聞き取り調査について ・最終答申に向けてのスケジュール
3月27日(火) 19:30~21:40	輝き市民サポート センター	・利用者連絡会、交流会へのアンケート、 聞き取り調査について ・現状と課題についての意見交換
4月20日(金) 19:30~21:40	輝き市民サポート センター	・利用者連絡会、交流会へのアンケート、 聞き取り調査について
7月31日(火) 19:00~22:00	公民館本館第8集会室	・最終答申(案)の項目について ・公民館条例について
8月13日(月) 19:00~21:30	スターバックス福生店	・最終答申(案)の構成
8月28日(火) 19:00~21:50	公民館本館第8集会室	・最終答申(案)の検討
9月11日(火) 19:00~21:30	公民館本館第8集会室	・最終答申(案)の最終検討

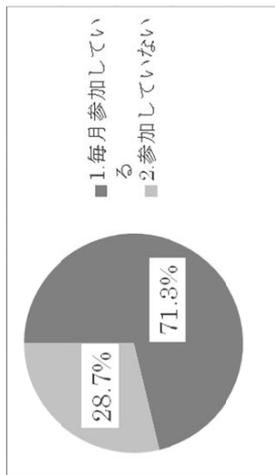
資料

資料2 答申作成のためのアンケート集計結果

答申作成のためのアンケート集計結果(回答87団体)

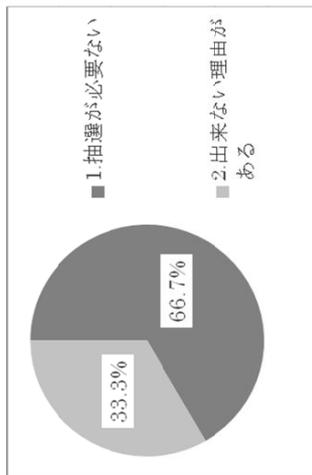
問1 毎月1日に開催される部屋予約のための抽選会についてお答え下さい。

- 1. 毎月参加している 62 団体(71.3%)
- 2. 参加していない 25 団体(28.7%)



問1-1 抽選会に参加していない理由をお答え下さい。

- 1. 定期的な活動を行っていないため抽選が必要ない 10 団体(66.7%)
- 2. 参加したいが出来ない理由がある 5 団体(33.3%)



問1-2 参加したいができない理由をお答え下さい。またどのような方法なら参加出来るか。

理由

- ・ 仕事の都合です。
- ・ 平日仕事のため出席できません。
- ・ 毎月出られないので(仕事の関係)空いている部屋を利用しています。

福教公発31号
平成23年6月8日

資料1 公民館の情報提供の在り方について (諮問)

福生市公民館運営審議会
委員長 高崎賢啓 様

福生市公民館
館長 高橋清樹

公民館の情報提供の在り方について (諮問)

平素より公民館運営につきましましては御指導御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、福生市の公民館は、本館が昭和52年6月、松林分館が昭和54年6月、白梅分館が昭和55年5月に開館し、全館とも30数余年を経過しました。この間、生涯学習の拠点として市民が学ぶ中心的な施設としての機能を担ってきました。

しかし、開館当初から年数が経過する中、社会的環境の変化として情報媒体が増え、その活用や機能の充実が求められています。また、市民、サークル間の交流を深めるためにも、市民や機関・団体との協働やあらたな利用の推進、事業の理解やPRを高めるためにも情報提供の在り方が重要になっております。

つきましては、公民館の更なる利用の推進、機能の充実を目指すために次の事項について御意見を賜りたく諮問いたします。

1 諮問内容

公民館の情報提供の在り方について

- (1) 公民館利用の案内
 - ・ 施設の利用案内、主催事業のPR、援助事業のPR、サークル情報
- (2) 情報提供の媒体について
 - ・ 広報ふっさ、教育広報「福生の教育」、館報「公民館ふっさ」、各館だより、市ホームページ、パンフレット、チラシほか
- (3) 施設予約について
 - ・ 「施設の空き状況照会・予約」について窓口とインターネットでの情報提供
- (4) 窓口での情報提供
 - ・ 学習相談(相談・問合せの窓口)

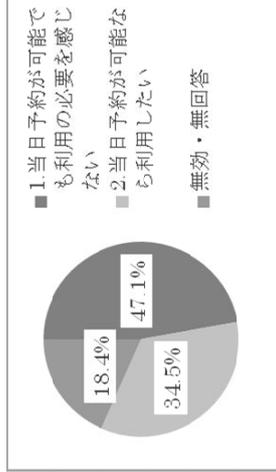
2 答申の時期

平成24年11月
ただし、平成24年3月までに中間答申をいただければ幸いです。

- ・3か月前。サークルとして中期的な活動計画が立てやすい。現状は抽選など行われておらず、サークル毎に活動日が固定されており、毎月調整する必要を感じない。
- ・3か月前。部屋が決まっていないと広報活動が出来づらいため。
- ・2か月前。早く予定を作りたい。
- ・2か月前。予定がたてやすくなるため。
- ・6か月前。1年2回で担当者も2名で済む。
- ・3か月前。3か月前位のほうが予定が立てやすい。
- ・3か月前。1か月ごとに朝9時に公民館に来ることが大変。3人で交替だけでも少々重荷です。サークルごとに取る部屋は大体決まっているし、その日に空いている所もあるので1か月ごと予約しなくても良いのでは？
- ・3か月前。会場がとれなかった場合の対応時間がほしい。

問3 当日に予約をとって部屋を利用することについてお答え下さい。

1. 当日予約が可能でも利用の必要を感じない 41 団体 (47.1%)
2. 当日予約が可能なら利用したい 30 団体 (34.5%)
- 無効・無回答 16 団体 (18.4%)



問3-1 当日に利用したい理由をお答え下さい。

- ・定例会以外でも緊急に話し合いを持ちたい時がある。
- ・急に活動日を変更したい場合に当日予約できると良い。
- ・利用するかわからないが、利用する時、部屋が空いていれば良いと思う。
- ・取り忘れがある場合もあるし、何らかの事情で予定が変更になる時もあるから。
- ・急に打合せ等があった時利用したい。
- ・イレギュラーな時部屋利用をしたい時、利用できることと便利であるため。
- ・急な予定が入った時。
- ・急に集まりが決まった時に便利なので。
- ・事前予約以外で活動したい場合もあるもので空いている場合は利用したい。
- ・急に会合など必要な時がある。空室があるのに利用できないのは疑問。

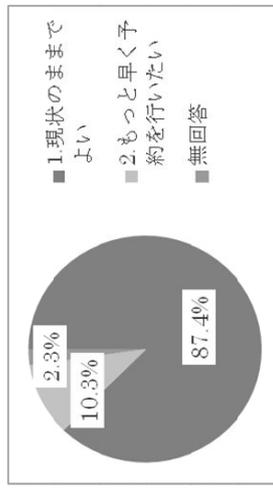
- ・予約時に都合がつかない。
- ・1日に来ないで空いている部屋を使わせてもらっています。
- ・空いている所を申込みしている。
- ・抽選会に参加しなくても希望の部屋が取れている。
- ・定期的な活動だが月2回であり空いている集客室を使用するので参加しない。
- ・月曜日に活動しているため。
- ・抽選会が終わった後の空部屋を利用。
- ・空いている場所が使用できたらそれで良い。
- ・あいている日を選ぶため。
- ・現在のところ抽選後に空いている部屋を申し込むことで活動を行うことができている。

どういう方法なら参加できますか。

- ・月1回目のサークルで予約しています。
- ・抽選会に参加しなくとも、後日部屋予約が可能のため。
- ・サークル内の調整を密にし、館の方針に前向きに従う。
- ・月曜日に公民館が開館してくれば。

問2 部屋の予約期間についてお答え下さい。

1. 現状のままでよい(利用したい月の前月1日から予約可能) 76 団体 (87.4%)
2. もっと早く予約を行いたい 9 団体 (10.3%)
- 無回答 2 団体 (2.3%)



問2-1 予約を行いたい時期とその理由をお答え下さい。

- ・2~3か月前。毎週決まった時間を借りているのでその予約できるスパンが長い程、まとめてとれて助かります。小さい子がいるので予約のふたんが少しでもへれば・・・。
- ・2か月前。定期的に公民館を利用しているサークルに優先権を。特に講座を開催する時、現状では部屋が確保出来るか不安。

問4-1 見直してほしい時間区分についてお答え下さい。

- ・話し合いの時間が長引く時があり、延長が出来るかと助かるので、1時間単位。
- ・1時間単位が良い。
- ・午後の時間が長い。午後を2部制にしてほしい。特に保育室。
- ・必要な時間帯でやりたい。(例えば午前10時～午後2時といった、本当に使用したい時間)
- ・午前のみでは足りず午後まで借りたものの午後の時間帯全てが必要でない場合など無駄があると思います。1時間単位での利用が良いと思います。
- ・午後の使用時間1時～5時迄使用させてほしい。
- ・2時間単位で使用できると良い。無駄な空室時間をばぶけると思う。(現在の3区分では起きている)

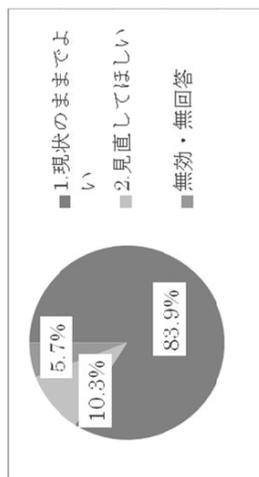
問5 部屋の予約方法についてお答え下さい。

1. 現状のままがよい(窓口での直接予約) 59 団体
- ・部屋の空きがすぐわかる。予約できない時は次の対応がすぐ出来る。予約しながらコミュニケーションがとれる。
- ・重複した時、話し合いで決められるので。問2-1が実行されれば少なくとも思う。
- ・同じ条件で部屋予約する事が望ましい。福生市は市面積が広くなく、平坦で予約会場に行くにも交通が便利であり、不都合を感じないため。
- ・現状で問題がない。
- ・他サークルとダブルした時すぐに調整が出来る。すぐに予約結果が分かる。他市の状況で経費削減も業務軽減もできないなら電子化しても意味がないと思います。
- ・月に1回の予約日他のサークルの方と会う機会ができ、どんな活動をされているのか聞くこともできるので現状のままが良いと思います。
- ・職員との対面、会話の中に多くの情報が得られ、活動に生かされる。直接的対話により意志の疎通がはかれる。
- ・その場でわかる。
- ・電子予約をし申込だけはしてその日に利用しないサークルが出来ると言う話を聞いたことがある。サークルの日程がいろいろと変わっていくような気がする。同じ曜日に練習したい。
- ・人間関係が薄れる中、館の職員、他グループの方達との顔合せ等が時には必要では！
- ・現状で不都合はないが、電子予約との併用でより簡単に予約できる方法ができればいい。その際、不公平感などが無い様にできればいいかなかなか難しいかも・・・。
- ・電子予約が出来ないので。
- ・他の会館の予約方法はまず抽選をしてからとか、とても面倒だと聞いてます。白樺はそういうことがなくとてもよい方法だと思えますので現状のままにしておいて頂きたい。

- ・緊急事態対応のため。
- ・急に利用したいことができた時。
- ・急に利用する可能性もある。
- ・急な変更などがあつた場合。
- ・部屋が空いているのであれば、必要な活動が急に出来た時に使いたいため。
- ・緊急に役員を集めて相談したい時。朝、部屋の予約を取り、午後以降に利用できる。
- ・補修練習を入れたい。
- ・急に用事が出来て(前回予約していた日が都合が悪くなったりした時) 当日予約出来たらと思いましたが、予約を失念することがある。
- ・定例会の日時を何かの理由で中止した場合、次の予約が当日になってしまうことがある。
- ・急に話し合いを持ちたいことが生じた時。
- ・急な集りをしたい時。空いていたら利用できると便利だと思う。空いているのに貸さないのが不思議な感じがした。
- ・当日部屋が空いているにも関わらず、使用できない理由がよくわかりません。
- ・前もって予約するより手間がはぶける。
- ・頻度は少ないが、演奏会前など、急ぎよ練習したい時もあるため。
- ・人数によって会場変更できるのでいいと思う。
- ・空いているなら部屋を利用させても良いのではと思う。急な合等が発生した時に便利であるから。
- ・部屋があいているのであれば、必要に応じて利用してもよいと思う。
- ・緊急に会合の必要な場合がある。
- ・空きがあれば、急に使用したい事もある。当日キャンセルがでた場合、より適当な部屋に移りたい事もある。

問4 予約時間の区分についてお答え下さい。

1. 現状のままがよい(午前・午後・夜間の区分) 73 団体(83.9%)
2. 見直してほしい 9 団体(10.3%)
- 無効・無回答 5 団体(5.7%)



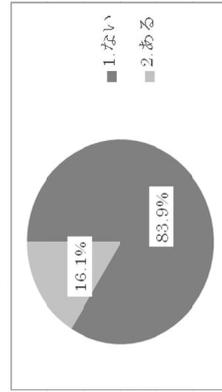
- ・土・日曜日を含めて働いている人も多くいると思われるので、朝から会館へ向くのはむづかしい日もある。
- ・仕事をしている場合等、窓口に行つて予約を行うことが困難なため、電子予約でなく、電話での予約が出来るのであればそちらでもよい。
- ・効率的であると思います。
- ・仕事を持っている人は参加しにくい。
- ・抽選会の時間に行かなくても良いと便利だから。
- ・仕事でなかなか時間内に窓口に向くことが出来ないの、Email、Web、電話で申し込みが出来るが良いです。この方法であれば、時間は限りがあってもいいです。
- ・いちいち窓口まで出かける手間を省きたい。

3. どちらでもよい 9 団体
 - ・毎月 1 日(部屋取り日)は窓口優先とし、それ以降は空いている場合は電子予約出来ても良いと思います。
 - ・窓口・電子と両方でどうか？
 - ・仕事を持っていると予約を取るために来館することがなかなか困難な時もあるから。
 - ・文字どおり「どちらでもよい」。現状で充分よしいし、変わっても順応していくだけ。
 - ・両方の良い点を生かしたいと思う。高齢者には現状の部分(窓口での予約)の機会を残す。(職員が申込者に替ってPC操作する)。また若年層にはPC作業でも可能と思われる。ただ電子予約を導入する場合は予約期日と抽選・当落の結果が毎月 1 日にわかるようであれば活動がしにくくなると思われる。(予約申込と結果が出るまでにタイムラグが大きくなるのではと心配)

4. わからない 0 団体
無効・無回答 6 団体

問6 サークル活動や運営に関して相談したい事があるかお答え下さい。

1. ない 73 団体(83.9%)
2. ある 14 団体(16.1%)

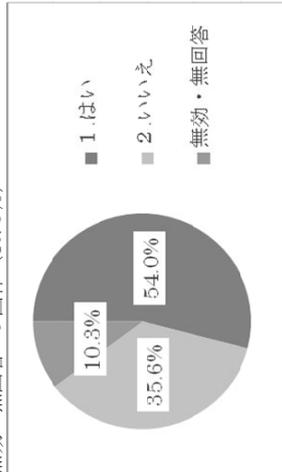


- ・パソコン操作が不安です(交替に取りに来るので) そういう方が多いのではありませんか？
 - ・当落後日判明ですと再度予約しなおす時間もつたない。
 - ・ただ、本館まつりや文化祭など行事があると使いたい部屋が取れなかつたり、ほかにも借りて使う事になる時もあるので。
 - ・あまり時間がかかりすぎるので抽選方法のやり方を考えて欲しい。(混んでいる場所はホールのみなので)
 - ・すぐに確認ができる。
 - ・その日に確認できる為。(万が一、利用したい部屋が取れなくてもその場で他の部屋を予約するなどの対応ができるので)
 - ・公民館は地域の人と人との関わりを大切にすることが基本である。人が人をおして部屋を借りたり、又、部屋借りそのものについて考えることが、そのためのコミュニケーションを取る今の直接予約方法は面倒なこと多いが大切だと思う。公民館の職員との直接的な関わり場の場としても大事にしたい。それに電子化には大きな金額が必要と思います。高齢者には使えない人も多く、自宅にない場合は、結局出かけていかないとなりません。当落を毎月数日間も待つのも大変で、今の方法ならその場で考え、次の方法を取ることも可能です。
 - ・その場で結果が分かり、万が一取れなかつた場合に、他の部屋を取る手続きがしやすい。電子予約システムを構築するのに多額の費用がかかるのと聞いた。部屋の予約状況(抽選結果)が分かるのに数日かかるのは、次の予定が立てにくい。たとえ一時でも他サークルと顔と顔をあわせ、多少の言葉を交わす機会があつても良いと思う。
 - ・他の利用者の顔が見えることで交流ができ、必要に応じて連絡などが取れて良い。事務局の方にはお手数ですが、是非現状を維持して頂きたい。特例として、サークル発表会などに使用の利便性を高める配慮をお願いしたい。即ち、発表会に供する場合は 1 年先の予約が可能など。特に第 4・5 集会所が多用されると思います。
 - ・現状のままサークルの活動を行うことができている。
 - ・毎月 1 日に取る方法のほうが、忘れることがなく翌月の予定がたてやすい。
 - ・パソコン使用できない。
 - ・毎月当番で出てくるのは大変だが、当日その場ですぐわかるので安心できる。
 - ・職員(担当者)と直接顔を合わせる事に意義があると同時に、他サークルとも話しができコミュニケーションを図る事ができる。公民館はそういう面があると思う。
 - ・特に不便を感じない。電子予約にするには、かなり高額な費用が必要とされているので。
2. 電子予約がよい 13 団体
 - ・子供がいるとわざわざ行くより、時間のある時に家でパソコンからできた方が助かるので!!
 - ・予約取りが楽。

・守秘義務。しかし、公民館を利用する人達全体にかかわることは後日でも全体の課題としていく。

問7 これまでに団体が主催する事業(発表会・学習会・イベント等)を行ったことがあるかお答え下さい。

- 1. はい 47団体 (54.0%)
- 2. いいえ 31団体 (35.6%)
- 無効・無回答 9団体 (10.3%)



問7-1 事業を外に向けて発信する方法をお答え下さい(複数回答可)。

- (回答 50 団体 うち複数 32 団体)
- 広報誌 26 団体
- ホームページ・ブログ 5 団体
- 回覧板 3 団体
- 口コミ 26 団体
- ポスター・チラシ・パンフレット 34 団体
- 特になし 4 団体
- その他 7 団体
- (交流会、プログラム＝文化祭、西多摩新聞、参加サークルに職員が積極的に推進する、メール、講師のお誘い、ダンス雑誌)

問8 公民館に団体登録する際に知りたかった情報をお答え下さい。

- ・部屋の抽選方法。・連絡会・交流会。だれでもなんでも展。講師派遣援助事業。公運審。
- ・公民館のつどい。
- ・部屋の使い方。部屋の抽選方法。
- ・連絡会・交流会。

問6-1 誰に相談しているかお答え下さい。(複数回答可)

- 1. 公民館職員 13 団体
- 2. サークルの仲間 13 団体
- 3. その他(陶芸利用者連絡会・他サークル) 3 団体
- 4. 誰にも相談しない 0 団体
- (回答 20 団体 うち複数 11 団体)

問6-2 公民館職員への相談についてお答え下さい(複数回答可)。

- 1. 相談したい場所はどこですか
 - ①窓口 22 団体
 - ②公民館のロビー 9 団体
 - ③相談用の部屋(個室) 7 団体
 - (回答 30 団体 うち複数 7 団体)
- 2. 相談したい時間はいつですか
 - ①随時 25 団体
 - ②決まった相談時間 0 団体
 - (回答 25 団体)
- 3. 職員に相談を行う際、どのような配慮を求めますか
 - 窓口希望団体
 - ・相談内容によっては、開かれない所で相談したい時もあるかもしれません。
 - 公民館のロビー希望団体
 - ・親切で丁寧な対応。
 - ・内容を他者に漏らさない。
 - ・守秘義務。しかし、公民館を利用する人達全体にかかわることは後日でも全体の課題としていく。
 - 相談用の部屋(個室)希望団体
 - ・前向きな回答を。
 - ・TP0を考慮して対応してもらいたい。
 - ・必要な部署以外、他言しないよう求める。
 - ・守秘義務。
 - ・相談ごとに対して熱心に聞いてくれること。解答はなくても共に考えてくれること。
 - ・相談内容にもよるが、個人名が出た場合には、配慮をお願いしたい。

- ・部屋の抽選方法。庁用バスの利用案内。
- ・団体登録の際、職員は連絡会・交流会の存在、および会合への参加要請をしてもらいたい。
- ・代表者・指導者・責任者の役割の違いについて。災害時の対応について。
- ・公民館に登録できる団体の条件。
- ・決まった時に使えるかどうか。
- ・参加可能なサークル(実施内容・費用・男性女性の会員・参加の注意・参加方法)等
- ・公民館使用規約。交流会規則(規定)等と説明。
- ・連絡会・交流会。
- ・部屋の使い方。部屋の抽選方法。連絡会・交流会の運営方法。
- ・引きつぎなので問題ないと思います。
- ・公民館の利用方法等。活動に伴って生じるものなど。
- ・部屋の使い方。部屋の抽選方法。連絡会・交流会全て。特に連絡会・交流会については欠かさず知らせてほしい。
- ・部屋の使い方。部屋の抽選方法。連絡会・交流会。
- ・全登録団体の一覧表。個人情報観点から、団体名と活動内容のみの一覧表でも構いません。
- ・部屋の予約の方法。
- ・利用方法。(部屋の抽選方法・連絡会への参加)
- ・部屋の抽選方法。連絡会・交流会になぜ出席しないか。つどい、各館のまつり、だれでもなんでも展など、なぜ必要なのか。公民館団体登録することの意味とその責任。
- ・ずい分以前に最初の団体登録をしていて、その後、代表を引き継ぐと、簡単な申し込み程度の内容を引きつぐことになりました。“きまり”のあるものは、代表が変わった時に、正確な情報が伝わる方が良いと思う。
- ・公民館講座(ワル)を終え、サークルを結成した(2000年)。サークル結成時、必要に応じて連絡会・交流会などに参加したので活動方法など、そのなかで知り得た。大分以前のことなので記憶は薄れています。特に不便は無かったと思います。
- ・登録するにあたり、担当者は減免の意味をしっかりと伝えるべきである。
- ・連絡会・交流会等の行事に不参加の団体は利用する団体として、姿勢が欠落している様にはかと思えない。
- ・部屋の使い方と時間のくぎり等。

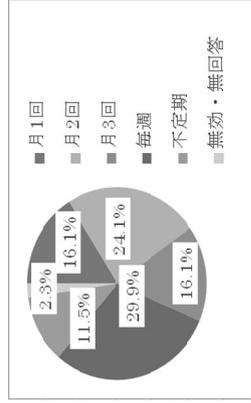
問9 活動をしている中で必要な情報をお答え下さい。

- ・社会教育備品の貸出し。講師派遣援助事業の事務局の支援がどの程度か。
- ・大小ホール借上料援助事業・講師派遣援助事業・社会教育備品貸出し。
- ・近隣市町村の社会見学施設の情報。地域体育館での優先利用。
- ・陶芸作業所の備品補充強化して下さい。

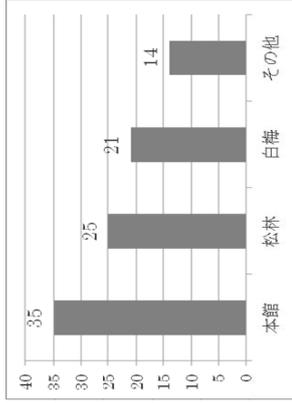
- ・公民館利用の諸注意。
- ・大小ホール借上料援助事業、講師派遣援助事業。(経験あり)
- ・同じような活動を行っている団体。
- ・公共に係わる行事のPRに関しては、コピー機や印刷機の使用料の減免を考えていただきたい。
- ・社会教育備品の貸出し(ミュージックパベル)。外部の活動の際に貸出しを希望します。(責任契約等の条件付で結構です)
- ・それぞれの団体が活動している究極の目的は何かを知りたいですね。アンケートをとっていただければ、その結果が本館まつり等に生かせるのではないのでしょうか。
- ・大小ホール借上料援助事業。
- ・講師派遣援助事業についてどのような援助を受けられるか。どのような責任があるのか。備品はどの程度利用できるのか。職員はどの位援助してくれるのか。
- ・大小ホール借上料援助事業、講師派遣援助事業、社会教育用備品の貸出し。上手に使用したら大変良い情報だと思う。
- ・コーラス活動のなかで必要な楽器はピアノ(電子ピアノも含む)です。防音対策の施されている部屋には各1台ずつ設置して頂きたい。第3集会室にも是非一台設置して頂きたいと思います。
- ・民主的にサークル運営をするための考え方や方法など。

問10 公民館の利用状況についてお答え下さい。

- 月の利用日数(活動日数)
- 月1回 14団体(16.1%)
 - 月2回 21団体(24.1%)
 - 月3回 14団体(16.1%)
 - 毎週 26団体(29.9%)
 - 不定期 10団体(11.5%)
 - 無効・無回答 2団体(2.3%)



主な活動館(複数回答7団体)



- ・さくら会館
- ・福庵
- ・輝き市民サポートセンター
- ・福祉センター

資料3 福生市公民館条例施行規則 第2条第2項

福生市公民館条例施行規則 第2条第2項

前項に規定する申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）前1月の属する月の初日から使用日の前日までにしなければならない。ただし、福生市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

会員平均年齢

20代	1 団体(1.6%)
30代	3 団体(4.9%)
40代	2 団体(3.3%)
50代	10 団体(16.4%)
60代	31 団体(50.8%)
70代以上	14 団体(23.0%)

